

検証・評価・企画委員会  
(産業財産権分野・コンテンツ分野(第5回)合同会合)

日 時：平成31年4月22日(月) 16:00～18:00

場 所：中央合同庁舎4号館 全省庁共用108会議室

出席者：

【委員】中村座長、渡部座長、内山委員、江村委員、大崎委員、小川委員、梶原委員、川上委員、木田委員、喜連川委員、久貝委員、近藤委員、迫本委員、杉光委員、高倉委員、竹宮委員、日覺委員、土生委員、林委員、原山委員、堀委員、宮島委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、阿部委員代理、高橋委員代理

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、仁科参事官、高本企画官、吉弘企画官

【各省等】内閣官房IT総合戦略室 吉田参事官  
内閣府日本医療研究開発機構医療情報基盤担当室 山田企画官  
個人情報保護委員会事務局 三原参事官  
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 屋敷参事官  
経済産業省通商機構部 上野参事官  
特許庁 津幡企画調査官

【参考人】トヨタ自動車株式会社 遠藤参考人  
西村あさひ法律事務所 濱野参考人

1. 開会

2. 議事

(1) 「知的財産推進計画2018」各施策に関する関係府省の主な取組状況

①データ利活用促進

②デジタルアーカイブ社会の実現、ロケ撮影の環境改善

(2) 有識者ヒアリング

(3) クールジャパン戦略の策定について

(4) 「知的財産推進計画2019」の検討状況について

(5) 意見交換

3. 閉会

○渡部座長 ほぼ定刻になりましたので、始めさせていただきます。「検証・評価・企画委員会」の第5回を開催させていただきます。本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、産業財産権分野とコンテンツ分野の合同会合ということで行わせていただきます。

きょうのアジェンダは大分盛りだくさんなのですが、まず、新たな情報財分野に係るフォローアップということです。

AIやデータ等の新しい情報財に係る知財保護の必要性やあり方については、次世代知財システム検討委員会及び新たな情報財検討委員会において議論を行いました。平成28年と29年にそれぞれ報告書を取りまとめております。その内容は「知的財産推進計画2016」以降に施策として反映されているところです。

本日は、関係府省やお招きした参考人から現在の取り組みなどについて報告を行っていただき、皆様に御議論いただきたいと思っております。あわせて、デジタルアーカイブ及びロケ誘致についても報告・御議論をお願いしたいと存じます。

また「知的財産推進計画2019」について、知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会での議論も踏まえた全体の構成案を、事務局より説明を行うこととしております。

本日御出席いただいております委員、関係省庁の方は、座席表のとおりでございます。

なお、相澤委員、石川委員、五神委員、瀬尾委員、長澤委員、早川委員、福井委員は御欠席、小林委員の代理として阿部様に、野間委員の代理として高橋様に御出席をいただいております。林委員がちょっとおくれて17時ごろの到着予定と伺っております。

今回は、参考人として、西村あさひ法律事務所の濱野弁護士、トヨタ自動車株式会社の遠藤様をお招きして、AI生成物に係る知的財産権とオープンソースソフトウェアについての御説明をいただくこととしております。

それでは、委員会開催に先立ち、知財事務局の住田局長から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○住田局長 皆さん、こんにちは。本日もお集まりをいただきまして、ありがとうございます。きょうは25人の委員の方に御出席いただきました。大変手狭で恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

この1年、知的財産をめぐるのは、国際的な問題でありますとか、国内でも海賊版対策を初めとしてさまざまなことが話題になりました。そういう意味で、国民全体のリテラシーというのでしょうか、意識というのは向上したのかなと思っております。

また、昨年つくりました知的財産戦略ビジョンに基づいて、これから「知的財産推進計画2019」をまとめて、いよいよ価値デザイン社会の具体化を進めてまいりたいと思っておりますので、きょうも幅広い御議論になると思いますが、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 住田局長、ありがとうございました。

続いて、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○中野参事官 本日お配りしている資料を御確認いただければと思います。

資料1から資料5までございます。そのうち、資料2につきましては資料2-1から2-5まで、資料3につきましては資料3-1から3-2までとなっております。

参考資料は1から6まで6種類つけております。漏れなどございましたら、事務局までお知らせいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、早速、議論に入らせていただきたいと思います。

まず、各施策に関する関係府省庁の主な取り組み状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○仁科参事官 今、資料確認させていただきました資料1をごらんください。「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（第5回）」と書いてあるものでございます。ページごとにテーマを分けて記載しております。

まず、1ページ、最初のテーマ「データ利活用促進」でございます。この資料は、(1)欄に「推進計画2018」の主な施策を記載しまして、(2)欄に、これまでの委員会、有識者ヒアリングで得られました主な御意見を掲載し、下の枠囲いのところに、事務局で想定しております論点を記載するという形でつくっております。

その1ページ目、(1)欄でございますけれども、データ利活用促進に関しましての「推進計画2018」の主な施策の記載でございます。

まず最初は「データの利用権限に関する契約ガイドラインver1.0」を全面的に改訂しまして、新たにAIの開発・利用をめぐる契約の考え方について整理を行う、また、この周知を行うという施策が書いてございます。

2番目が、情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の推進、情報銀行の実装の検討、データポータビリティに関する検討を継続するというもの。

3番目が、保健医療データを連結し、データ利活用推進のための必要な措置を講ずるというもの。

4番目が、技術やサービスの動向の定点観測を行い、それを踏まえた制度等の検討を行うというものでございます。

委員からいただいております御意見を(2)に順番に書いてございます。まず最初の御意見が、GDPRやデータセキュリティの議論がグローバルに起きている中、推進計画ではこういった観点に触れられておりませんが、議論が必要ではないかというもの。

2番目が、医療ビッグデータに関しまして、海外では標準化の動きがあるけれども、こういったものを政策に反映すべきではないかというもの。

3番目が、個人情報保護を大前提とした上で、データ越境に関する国際的な連携をしっかりと進めていくべきではないかというもの。

4番目が、新たな情報財としてデータを取り上げておりますので、今後もこのデータに関する議論を行うべきだというもの。

5番目が、国際情勢を踏まえますと、データに関しましては、保護という観点だけではなく流通促進という流れがあるのではないかという御指摘。

最後は、data free flow with trustの原則に基づき、国際的に法律ないしシステムの設計を進めることが重要ではないかという御意見でございます。

これを踏まえまして、事務局で想定しております論点を下の枠囲いに2つ書いてございます。

まず最初が、データの適切な保護と円滑な利活用のバランスをとりながら、新たな価値を創出するために、国際的な枠組みを通じた働きかけを含め、取り組むべき事項は何かというもの。2番目が、ヘルスケア分野等の個別分野におけるデータ利活用促進に向けて取り組むべき事項は何かというものでございます。

次のページ、2番目のほうに移らせていただきます。

○岸本参事官 2ページ目ですけれども、「AIの知財戦略強化」に関しまして、「知財推進計画2018」に記載されている事項は、先ほどのデータの活用関係と共通の記載項目になっておりまして、ガイドラインについての周知・普及ということと、AI生成物について技術やサービスの変化に伴う知財制度のあり方を継続的に検討することになっております。これにつきましては、本日の有識者ヒアリングをお聞きいただきまして議論をしていただければと考えております。

○高本企画官 続きまして、クールジャパン戦略の関係でございます。

3つ目に「クールジャパン戦略の持続的強化」がございますけれども、まず1番目の「知財計画2018に掲載の主な関連施策」です。

まず1つ目のポツですが、クールジャパン人材育成検討会の最終取りまとめに基づきまして、クールジャパン人材の育成に関する専門職大学制度の運用であったり、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取り組みや外国人材受け入れに係る情報共有等の協力体制の構築、あるいは海外における日本語の普及、地域の魅力の発掘・磨き上げ、海外に展開できる人材の育成等々を進めていく。

2つ目のポツが、地方による都市のシーズや人材、あるいは外国のインフルエンサーの活用などの手法やノウハウ等を踏まえ、地方版クールジャパン推進会議において、地域のさまざまな魅力を一体的に発信・展開していく方策などを議論するとともに、地域の課題解決方策などについても具体的に議論していく。

3つ目のポツですが、ストーリー、コンテキストについては、地域文化や歴史上の背景、あるいは日本固有の表現などから語るなど、効果的な方法を見出し、クールジャパンの付加価値の向上に生かしていくことが必要である。例えば、知財事務局でつくった「日本語り抄」なども参考になろうかと思えます。

4つ目のポツですが、国別・属性別のクールジャパン分野への嗜好や市場性などの違いについて分析を行い、知財事務局で行った委託調査なども参考にしつつ、分析をさらに深め、官民における活用を促していくということでございます。

これまでの御意見です。クールジャパンについては本当に効果をあらわしてきたフェーズになってきたと思うけれども、ロングテールで言うと、テールの部分に入ってきているのではないかという印象もあるということです。当然、強く活性化を促すような新しいポリシーなり方策なりが、今後、2020年から2025年の5年間にに向けて必要なのではないかと考えてございます。

これを受けて、本会合での論点として今後取り組むべきことは何かということでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、各府省から一通り御報告をいただいた後に、全体を通じた意見交換の時間を設けておりますので、よろしく申し上げます。

まずは、データ流通・活用に関する検討状況について、内閣官房IT総合戦略室から御報告をお願いいたします。

○吉田参事官 内閣官房IT総合戦略室の参事官をしております吉田と申します。資料2-1に基づきまして、データ流通活用に関する検討状況を、最近のトピックを中心に御紹介させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、まず、昨年12月19日にIT戦略本部官民データ活用推進戦略会議の合同会議が総理のもとで開催されました。ここで、2ページ目のところがございます「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」ということが議論されました。この1枚が全体像でございます。これに従いまして、今、政府として取り組んでいるところでございます。この全体像のところをごらんになっていただきますと、「デジタル時代に対応する『新たな社会システム』への移行」ということで、青いところの1と2という大きく2つの柱で整理されてございます。

1つ目が「データの安全・安心・品質」について、2つ目が「公共・民間部門のデジタル時代への対応の促進」についてでございます。特にこの1番目については(1)から(4)までございまして、先ほどもございましたデータ・フリー・フローの国際的な枠組みの構築、2つ目がデータの越境移転についてのルールの整備、さらには、重要産業のオペレーションデータの管理の強化・高度化、クラウドなどの重要システムの調達に関する安全性評価、この辺が課題とされています。

2つ目の柱のデジタル時代への対応に関しましては、今、まさに法案が出てございますけれども、行政のデジタル化の徹底。さらには、行政だけではなくて民間部門のデジタル化時代への対応の促進。それから、最近、新聞でも大きく記事が出てございますプラットフォーム型ビジネスに対応したルール整備等の基盤強化。あとは、AI-readyな社会の構築。地方のイノベーションを支える5G、標準・アーキテクチャー整備機能の強化。こういったことが課題として取り上げられました。

3ページ目のところでございますけれども、この会議の中で、この議論を踏まえて、一

番下の行でございます。「来年春」、つまり、ことし春、今でございますけれども、「来年春を目途に、Society5.0時代に向けた新たなIT政策大綱を取りまとめ、速やかに実行してください」という総理発言がございまして、これに従って、今、検討をしているところでございます。

次のページの（参考）のところですか。これも皆様御案内のことと思っておりますけれども、ことしの1月にダボス会議で総理が「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト」についての演説をされた。特に1つ目のパラグラフでございますけれども、データガバナンスに焦点を当てて、「大阪トラック」とでも名づけて、この話し合いをWHOの屋根のもと始めようではありませんかと呼びかけているということでございます。

次のページ以降、先ほど2つの柱ということで御紹介いたしましたものの各論の資料がございまして、5ページ目のところだけ。データの安全・安心、つまり、先ほどの左側の1のところでございます。大きく1、2、3、4とある中の1つ目「各国のデータ管理に関するルール整備」というところで、EUのGDPRの紹介、米国・中国の紹介がございましてけれども、特にEUのGDPRに関しては、本年1月にGDPR上の十分性の認定、それから、日本からも個人情報保護法に基づく指定がなされたということはトピックとしてお伝えしておきたいと思っております。

細かい各論の説明は割愛させていただきます。ただ、8ページに「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備等の基盤強化」というところがございまして。右の3のところがございますが、昨年12月18日に、デジタルプラットフォーマーの取引環境整備について具体的な対応を検討と。基本原則を公表ということになってございましてけれども、これを踏まえて、現在、デジタルプラットフォーマーをめぐる取引環境整備に関する検討会ということで引き続き検討がなされておまして、今週、その検討会が開催される運びで、最近の新聞紙上にも記事が出ている状況だと認識しております。

以上が政府全体のIT政策大綱に向けた検討の動きの簡単な御紹介でございました。

残りの時間で、私どもIT総合戦略室で行っておりますデータ流通・活用に関する取り組み状況を簡単に御紹介したいと存じます。

11ページの「AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」は、一昨年、2018年3月に取りまとめられたもので、左側の絵の真ん中ぐらいにございまして、個人情報を含むデータ、匿名加工データ、個人にかかわらないいわゆる産業データ、こういった3つに分類して、特に個人情報を含むデータの活用・促進といったところに関して、情報銀行、データ取引市場などの概念が検討されたのがこの「中間とりまとめ」でございました。

14ページが「中間とりまとめ」後の政府の取り組みということで、先ほど第5回の知財戦略本部の合同会合の中でも紹介されましたけれども、各省におけるガイドライン等がその後検討されてございます。特に平成30年6月のところがございますけれども、総務省、経済産業省において情報信託機能、いわゆる情報銀行ですが、この認定に係る指針のver1.0が公表されたということ。これを踏まえて、一番下のところですが、日本IT団体連

盟が情報銀行の認定を行うということで、現在、その申請の受付中。近々、この認定が行われる運びだと聞いております。

その他、下から3つ目のところで、経済産業省でAI・データの利用に関する契約ガイドラインを公表ということで、これを踏まえて、また分野別の契約ガイドラインの検討も行われているというふうに承知してございます。

こういった各省の検討を踏まえて、次の13ページがデータ流通・活用ワーキンググループでの検討の経緯でございます。これはごらんになっていただければということで、詳細の説明は省略いたします。

次のページが現在の論点整理の状況でございます。この論点整理を踏まえて、来月にも現時点の取りまとめを行い、その後のフォローアップにつなげていくということでございます。この論点整理は大きく2つの視点に分けておりまして、＜視点1＞円滑なデータ流通に向けた環境整備、＜視点2＞個人が安心してデータを活用できる環境整備。

特に左側の＜視点1＞のほうは、円滑なデータ流通のために、データを保有する企業、その利用者、情報銀行、データ活用企業といったものの果たすべき役割と、その有すべき機能を整理して、その機能やデータ構造に関する標準化が必要ではないかと。一番下のところに書いてございます、国と産業界の役割分担でそれを進めていくということが議論されております。

＜視点2＞のほうは、個人が安心してデータを活用できる環境整備ということで、まずは、そのデータ活用をめぐって、個人が自分のデータが使われる気持ち悪さ、この辺がまだ課題になっているということです。そういったデータの活用であれば個人の受容性を確保しやすいのかといった検討ですとか、個人の同意に基づくデータのコントロールポリシーを実行ならしめるための方策について議論してございます。

次のページ以降は各論についてでございます。まず、各プレーヤーが実装する機能、データの構造・形式の標準化に関しては、そのグローバルな相互運用性の確保が必要だということを前提にした議論が行われております。

16ページは、そのデータポータビリティに関する主な論点です。これも、データポータビリティに関する検討は行われているところでございますけれども、このワーキンググループでは、その前提として、各プレーヤーが実装する機能、それから、標準化を踏まえたアーキテクチャーの共有が有効ではないかということで、技術的側面からの検討を行っているところでございます。

最後のページが、全体を取りまとめて「円滑なデータ流通の促進に向けたデータ流通の基本的な考え方」ということで、ここが内閣官房における検討のエッセンスでございますけれども、情報銀行に関しては、その認定制度が始まるということで、運用状況を踏まえて引き続き必要な環境整備を行う。

2つ目は、利用者の受容性の高いデータ活用の範囲・種類に関して指針を示すということ。

さらには、その利用者の同意を実効あらしめるための説明責任や透明性確保の方策、技術的な解決手段について実装を促進するという事です。

4つ目が、先ほどの<視点1>でございますけれども、データの円滑な流出のためのアーキテクチャーの定義、データ構造の標準化に関してグローバルな相互運用性を確保するという事。

5つ目のところで、民間だけではなくて行政機関が保有するデータに関しても適用可能なルール整備とする。特にAPI連携によるデータの流通を前提に考えるということでございます。

6つ目は、官民の適切な役割分担。

7つ目は、産業データの連携に関する協調領域の設定。

こういったことについて議論しているという状況でございます。

以上、駆け足になりましたけれども、最近のトピックを紹介させていただきました。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、国際的観点から、電子商取引に係る国際ルール形成の動向について、経産省通商機構部から御報告をお願いいたします。

○上野参事官 ただいま御紹介にあずかりました経済産業省通商機構部の上野と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

ただいまIT総合戦略室から、安倍総理大臣の1月のダボスでのスピーチの御紹介がございました。その中で、WTOにおける国際ルールづくりという形で安倍総理大臣が表明されたということがございますので、そこに関しまして、資料2-2に沿いまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、今、WTOでの国際ルールづくりと申し上げましたけれども、国際ルールづくりというのは必ずしもWTOだけで行われているものではございませんで、例えばTPPですとか、二国間でも行われておりますが、今、WTOでの交渉は参加国数が一番多いということで御紹介をさせていただければと思います。

まず、1ページ目をごらんいただければと思います。タイトルでは「電子商取引」となっておりますが、WTOでの交渉の議論の正式名称は「電子商取引」という用語を使っておりますけれども、企業の方とお話をしても、範囲がすごく狭いと申しましょか、インターネットショッピングのようなイメージがあるという御質問をよく受けるのです。WTOで90年代の後半からこの分野を議論してきたときに「電子商取引」という用語を使っておりますが、それがそのまま伝統的に使われています。ですので、交渉の範囲は、これから交渉の国によって議論する中で決まっていくことではございますけれども、例えばTPPでも、電子商取引章という中でデータ・フリー・フローなどを規定しておりますので、必ずしもインターネットショッピングに限られるような話でなく、現在、もう少し広範な議論をしているところでございます。

現状とこれまでの経緯をこの資料の1ページ目のところで御紹介したいと思います。経

緯を申し上げますと、WTOでは、この電子商取引に限りませんが、いろいろな分野でのルールづくりをしようという試みをしてきてはいるのですが、先進国、途上国の対立も激しくて、新しいルールづくりがなかなか難しい状況にあったのです。

2017年12月に行われました第11回のWTOの閣僚会議におきまして、新しい分野ということで電子商取引、「デジタル貿易」と言いかえていいと思いますけれども、それに関して、まだ交渉というには当時は早かったのですが、議論を開始しようという形で共同声明を発出いたしました。こちらの取り組みに関しては、日本とオーストラリアとシンガポールが共同議長を務めるということで、日本もこの議論を牽引してきたということになります。

その後、2018年1年間に9回ほど会議を行ってきています。WTOに参加している国数は全部で164ございますけれども、その中で七十数カ国が2017年のタイミングでこの共同声明にサインをしております。実際はサインをしていない国、例えば中国といったところも入って、延べと申しましょうか、各回100カ国ぐらい参加をする形で昨年12月まで議論を行ってまいりました。

その後、ことしの1月、先ほど総理のダボススピーチの御紹介もございましたが、同じタイミングでWTOの非公式の閣僚会合を開催いたしまして、そこで中国も入った形で76の加盟国でもう一度新しい共同声明を発出して、交渉の開始の意思を確認するという。今までは探究的な作業ということで、基本的にどういった分野で議論が必要かという議論を行うということだったのですが、この1月を経て、交渉に向けた形での本格的な議論に移行していく、一段階ギアを上げるという形で推移をしております。

共同声明の概要を左の下につけさせていただいておりますけれども、基本的には、途上国も含めてこの議論をしていこうということ。

1 ページおめぐりいただくと、2 ページ目にサインをした76カ国の国名を羅列しております。中国ですとか、ブラジルですとか、ロシアですとか、そういったBRICsといった主要な国が入っておりますし、当然、主要先進国も入っているという形で、こちらは途上国も非常に関心が高い取り組みとなっております。

3 ページ目です。交渉そのものはこれから本格化していくということではあるのですが、この1年間、どういった分野を議論してきたかということ、簡単にタイトルだけにはなるのですが、羅列させていただいております。

大きくA、B、C、Dと4つ分野がございます。

Aの「電子商取引の円滑化」というところは、比較的途上国の関心の高いものになりまして、電子署名の有効性の問題だったり、通関に関しての電子化といった、途上国としてこの電子商取引をいかに活用して国の経済を発展させていくかという観点からの話題となります。

次に、Bの「電子商取引の自由化」。まさにここは日本として関心の高いところ。日本以外ですと、アメリカも関心の高いところになります。こちらの内容としましては、データ・フリー・フローの話だったり、データローカライゼーションといった要求を海外でさ

れることは多いと思いますけれども、こちらを禁止するといった話。そういったものを含む章になります。

それから、Cで「電子商取引の信頼性」。総理がダボススピーチでデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラストという形で表明されましたが、まさにそのトラストについて対応するというので、個人情報保護の話でしたり、消費者の保護といったものを含む章になります。

最後にDのところ。こちらは分野横断的ということで、途上国は、関心が高くても、こういったルールづくりにはまだまだ時期尚早という国も多い中で、キャパシティービルディングとか、透明性ですとか、そういったところに対応していくといった形で議論しているところになります。

もちろん、今後このA、B、C、Dに限られるということではないのですけれども、我々のほうで考えて推測しているのは、このA、B、C、Dの項目を中心に、今から少し条文ベースの作業に移っていくことになりましてけれども、こういったところを中心に議論が進んでいくことになるのではないかと考えております。

今後、6月の頭には「G20貿易・デジタル経済大臣会合」がございますし、6月の末にはG20のサミットがございますので、こういった重要な閣僚級、首脳級が集まる機会を利用して、このWTOの議論も進めていければと思っております。

手短ですが、私からは以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、データヘルス改革の取り組みの全体像について、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室から御報告をお願いいたします。

○屋敷参事官 厚生労働省の屋敷でございます。よろしくをお願いいたします。

資料2-3でございます。データヘルス改革の取り組みについて、簡単ですが、御紹介をさせていただきます。

1 ページであります。2040年を展望する。現役世代、担い手の方が減っていくということもありますし、医療・介護サービスに携わる方も割合的に、あるいは人数的にもふえてくる、そんな時代がもう来ているということでございます。厚生労働省は労働分野もございまして、就労・社会参加に加えまして、健康寿命を延伸する、これは数値目標も立てていくということでございまして、一方で、医療・福祉サービスの改革を進めて生産性を上げていこうということです。そのアプローチの1つとしまして、データヘルス改革、ロボット、AI、ICTの実用化などとあわせてデータヘルス改革が位置づけられているということでございます。

2 ページ目はこれまでの検討の経緯で、近々5年間ぐらいでようやく本格化をしてきたところでございます。平成28年度データヘルス改革推進本部が立ち上がり、その隣のがんゲノムでありますとか、AIでありますとか、そういう分野の検討も進んできているということでありまして、29年7月にデータヘルス改革推進計画が立ち上がったということでご

ざいます。これまで実際に行われてきました8つの取り組みを有機的に結合していきながら取り組みを進めていこうということでございます。今年の通常国会には、そのきっかけとなりますような関連法案の提出もしているということでございます。

3ページ目をごらんいただきますと、8つのサービスと申し上げましたが、大きく分けまして4つほどのくくりがあるということです。

日々、医療機関で入院・外来等も診療データが生み出されてきています。それを集めるという観点もございますが、個々の患者さんにとりまして、これまでどのような治療が行われてきたのか、前のデータを受け取る、あるいは次のドクターにつなぐといったこと。これは一番目の保健医療サービスの提供。個々の患者さんに着目した上で情報共有を図ろうということでございます。かかりつけ医がいて、あと、専門医療機関にかかるときもある。いろいろな場合がございまして、情報共有ができるようにするということ。

2番目は、データをつなぐということでありまして、ビッグデータにつなぐということでもありますし、今後、PHRも検討していくということでございます。

あとは、科学的介護。

あるいは、がんゲノム情報の活用ということでございます。

赤で書いてありますのが、今回、健康保険法等の改正を行っておりまして、これらの基盤構築をするために、データがつながりやすくするためにどのような取り組みができるか。1つは、保険制度からのアプローチとしまして、被保険者番号を個人単位化する。実は今、高齢者医療は個人単位化になっていますが、ほかには御家族と同じ番号を使われておられますので、個人単位化して診療データとIDがくっつくようにする。全国的に資格確認が行われるようなオンライン的なシステムを導入していくことがデータヘルス改革の1つの基盤になる。今、こういう法案を提出させていただいているところでございます。

4ページ目は、これまた後ほど御議論いただくのかなと思いますが、医療分野の情報について標準規格をつくっていこうということでございます。診療科ごとにもありますし、医療機関ごとにもあります。いろいろな流儀・流派があるのだらうと思います。また、電子カルテシステムにつきましても各種各様の開発をされる。医療機関の中で、コアとなる電子カルテシステムが関連のシステムとつながることによりまして、かなり複雑なシステムになっておりますし、また、流通性・互換性があるかということ、なかなかそうでもないという状況でございます。そういうシステム的な対応を進めるとともに、情報そのものについての標準規格を進めていくという取り組みを厚生労働省では行っているところでございます。これは各学会の意見をお伺いしながら、使いやすいもの、あるいは共有するものをつくっていくということで、順次このような形で整備をいたしまして、今後、厚生労働省で実施する医療情報システムとか、施策とか、補助事業とか、そういうものは、こういう規格のある分野につきましてはそれを実装したものを採用させていただく。そういう取り組みについて、今、学会のほうと一緒に進めているということでございます。

5ページ目が今回の法案の概要でございます。オンライン資格確認を導入するというこ

とと、電子カルテ普及のための医療情報化支援基金の平成31年度予算は300億円でございますが、それを創設して、データの利用をしやすくする、あるいは電子カルテの標準的なものが普及しやすくする、そのような基盤をつくっていかうということ。あと、データベースの連結解析が進むような手だてをつくるというものでございます。

6 ページ目を見ていただきますと、いわゆるNDBとか介護DBと申し上げていますが、これは主としてレセプトデータです。医療レセプトは153億件。皆保険でございますから、かなり多くの方のデータが経年的にたまってきているということでございます。これらを連結させる。医療の分野の中で完結させる、介護の分野の中で完結させると言いますが、つなぐと、例えば介護の段階のときに、それまでどのような医療を受けてきたら在宅復帰率が早いとか、介護のリハビリの効果が高いのかといったものが見えてきますと、前段階の医療サービスの内容をある程度予測するというか、方向づけることができます。また、それを地域ごとに、そういうサービスを行っていきたいのだけれども、足りないサービス分野は何か、あるいは診療科は何かといった地域医療構想の検討にもデータとして役立つこととなります。

さらにもっと深いデータになってきますと、医薬品あるいは医療機器の開発、要は治験データに近いものがとれてくる。あるいは、市販後の安全性の評価にもできてくる。その発展の可能性があるのだろうと思っています。

厚生労働省データヘルス改革の取り組みは始まったところでございますけれども、このような形で、個々人のデータがつながるように、そして新たな価値を生み出すように一つ一つ着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、後ろの参考資料は、個々の分野につきましての工程表でございますので、必要に応じごらんいただければと思います。

以上でございます。

よろしく願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について、内閣府日本医療研究開発機構から御報告をお願いいたします。

○山田企画官 内閣府の山田と申します。資料2-4に沿って、次世代医療基盤法について制度の概要と現状について御報告させていただきます。

1 ページおめくりください。俗に「次世代医療基盤法」と言われておりますけれども、正式名称は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」という法律でございます。おとし国会で御審議いただき法律として成立いたしまして、去年の5月から施行、スタートしておるところでございます。

この法律の目的につきましては、医療分野の研究開発を進めていくために医療情報を研究に使いやすい環境をつくらうと。その際に、医療情報は個人情報でございますので、匿名加工した医療情報を活用している。つまり、この医療情報を匿名加工する、あるいは医

療情報を集める、管理する、こうしたことを行う事業者を国が認定いたしまして、研究に従事する方々にこの匿名加工した医療情報を提供して研究開発を進めていこうという制度でございます。

法律の内容ということで申しますと、まず、国がこうした医療情報を預かり匿名加工する、そして研究に従事する方々に提供していく役割を担う事業者を認定するという制度でございます。それから、後ほど丁寧に御紹介いたしますが、この認定事業者に対して医療情報を持っている主に全国の病院・医療機関から、医療情報を認定事業に提供する際には、いわゆるオプトアウト、あらかじめ患者御本人にその提供する趣旨を通知して、御本人が提供を拒否しない場合には、認定事業者に対してのみですが、個人情報である医療情報を提供することができる。これは、個人情報保護法との関係では特例的な性格を有する仕掛けになりますけれども、こうした内容を持っている制度でございます。

主務省庁ということで申しますと、責任省庁は、我々内閣府、それから文部科学省、厚生労働省、経済産業省で連携してこの制度を進めていくということでございます。

2ページをごらんください。この次世代医療基盤法という制度が必要という形で議論されてきた背景です。先ほど厚生労働省からもレセプトの御紹介、そのデータベースのお話が既に動いておりますが、医療情報をビッグデータとして研究に使おうということになりますと、まず、レセプト、診療報酬明細書の情報を活用することが考えられます。一方で、個々の診療の結果、どんなふうに数値が変化したのかというデータ。アウトカムという言い方ができるかもしれません。こうした情報をビッグデータとして研究に使おうということになると、既存の制度、既存のデータベースではなかなか難しいということになります。そうしたアウトカムの情報、データを含む資料となりますと、お医者様のほうで書いておられるカルテなどがまさに当たるわけですが、こうしたものは、当然のことながら全国各地の医療機関に存在するというので、こうしたカルテ情報のようなものを集めてビッグデータとして研究に役立てるという仕掛けというのはこれまでなかなかなかったということでございます。

一方で、3ポツ目のところで「改正個人情報保護法の施行」と。これは平成29年5月にスタートした改正個人情報保護法。27年に法律としては成立しましたが、2年の施行期間を経て改正された大きな改正がございました。このときに、医療情報、いわゆる病歴を初めとするデリケートな情報は「要配慮個人情報」と位置づけられまして、この要配慮個人情報につきましては、基本的には御本人の同意がなければ第三者に提供してはいけないという仕掛けができました。あわせて、個人情報を適切に保護しつつ利活用していくということで、②というところがございますが、特定の個人を識別できないように加工した匿名加工情報については第三者に提供することが別なやり方でも可能と。こういう個人情報保護法がスタートしたということでございます。

この個人情報保護法の改正のときに、利活用と個人情報の保護、両面を推進していくという大きな改正だったわけですが、医療分野の研究開発という観点から申しますと、ビッ

グデータとなるような医療情報をそれぞれ御本人の同意を得ながら集めていくというのは非常に難しいということで、どんな形で個人情報の保護をしっかりと行いながら利活用を進めていくか。別の制度ということで次世代医療基盤法の議論が始まったということでございます。

実は3ページと4ページと同じような絵から並んでおりますが、4ページをごらんください。簡単に申しますと、左下のほうにございますが、研究に医療情報を使いたいという方々は、次世代医療基盤法がない場合には、個々の医療機関に医療情報を提供していただきたいとお願いするわけですが、次世代医療基盤法が回り始めますと、医療情報を研究に使いたい、ビッグデータとしての医療情報を使いたいというときには認定事業者に御相談いただく。認定事業者というのは、冒頭御紹介しましたように、全国の医療機関から医療情報の提供をお願いして医療情報を集めていく。こうした形で、認定事業者のほうで医療情報を使いたい方と医療情報を提供したいという方の間に入って適切な形で研究に使っていただく。こうした医療分野の研究開発が推進されていくことで、イメージ図の左上のほうですが、新しいお薬の開発ですとか、医療機器の高度化、こうした成果が国民・患者あるいは医療機関のほうに還元されていく、こういう仕掛けを進めていきたいと考えております。

5ページ目は「基本方針の概要」です。細かい具体的な御説明は省略させていただきますが、政府のほうでは、こうした次世代医療基盤法という法律のスタートに合わせて、この制度を国民・患者の皆さんに周知をしていくことを国民の義務として位置づけております。また、4番目の「認定事業者の認定」。冒頭申しましたような医療情報を預かる事業者を国が認定するということですので、当然のことながら、個人情報である医療情報を管理する高いセキュリティー環境を整備することができる能力、あるいは医療分野の研究開発のための制度ですので、こうした研究開発について知見を有する事業者をしっかりと認定していきたいと考えております。

6ページをごらんいただきますと、この法律がうまく機能するとどんなことが期待されるか。左上のほうにあります「例1）最適医療の提供」。医療現場におけるお医者様の個々の診断あるいは判断において有効なデータを提供できる、こうした成果が期待できるのではないかと。また、その下のほうには「最先端の診療支援ソフトの開発」。特に画像のビッグデータの解析をAIでという議論がさまざまな分野でされているかと思いますが、当然、医療分野においても、医療画像についてAIの活用が期待されているところでございます。こうした医療分野における研究開発をしっかりと進めていきたいと考えております。

最後のページになります。こうした制度でございますので、国民・患者の皆さん、あるいは医療機関、あるいはこの医療情報を研究に使っていきたいという方々に対して、この制度についてしっかりと御説明していく必要があると考えておまして、我々政府としましては、今、まさにここに取り組んでいるところでございます。

駆け足でございますが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後に、ロケ誘致及びデジタルアーカイブについて、事務局から御報告をお願いいたします。

○岸本参事官 それでは、データ利活用とはまた違った課題なのではございますけれども、ロケ撮影の環境改善とデジタルアーカイブの構築に関しまして、知財本部の下の有識者会議でそれぞれ検討を進めておりますので、その検討状況について御報告をさせていただきます。

資料2-5をごらんください。まず、ロケ撮影の環境改善に向けた検討状況についてということですが、

めくっていただきまして1ページ目でございます。ロケ撮影の環境改善に関しましては、平成29年度に、映画の振興施策の一環といたしまして「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」を設置いたしております。右下に検討の経緯・スケジュールが書いてございます。これまでに4回開催してございまして、最新の許認可手続、ロケに関する許認可手続に関する情報ですとか、フィルムコミッションのほうから、大規模撮影に関する取り組み状況についての情報共有をしていただきつつ、映像制作者からは現場の問題意識についての御発表をいただき、また「第2回連絡会議」のところがございますけれども、諸外国におけるロケ誘致、大規模の海外作品誘致に関する制度の諸外国における制度の調査について報告をするといったことをしてまいりました。

これらを受けまして、中間まとめでは主に2つの課題が提示されております。

1つ目は、2ページ目をごらんいただきたいのですが、許認可に関する一元的な情報共有でございます。これにつきましては、文化庁の全国ロケーションデータベース事業というのがございますけれども、こちらのほうで、システム改修とあわせまして、これまでに整理してきた許認可手続に関する最新情報も掲載していく予定としているところでございます。

また、真ん中には「エリアマネジャーの試験的配置」というのがございます。映像制作者と許認可官庁をつなぐフィルムコミッションの体制強化の一環ということで、これも文化庁の事業ですけれども、エリアマネジャーを試験的に配置して、その効果検証を行うこととしております。

2つ目の課題ですけれども、こちらは3ページ目をごらんください。海外作品の誘致のあり方についてということだったのでございますけれども、これにつきましては、内閣府のほうで今年度調査研究を行うこととしてございまして、地方自治体と連携しながら海外作品の誘致を行いまして、雇用創出ですとか人材育成、あるいはインバウンドといった地域経済への効果を検証することとしております。

4ページ目をごらんください。これはロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議として、先ほど申し上げました2つの課題についての取り組みをフォローアップして、また、新しい課題が出た場合には引き続き検討を行うこととしていくという検討体制についての資料となっております。

この「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」との連携をしながら、取り組みを着

実に実施していくことによりまして、最後、5ページ目をごらんいただきたいのですけれども、（現状と課題）の真ん中あたりでございますが、許認可取得に当たってのプロセスの関係者における理解の浸透、撮影許可内容の遵守、そして地域住民の理解の増進を背景としましたフィルムコミッションの体制強化ですとか、円滑な許認可、それを活用した質の高い作品の制作とロケ地マップなどへの活用による地域貢献、これによって、ひいては地域全体が盛り上がり、そして全体として映像文化の振興につながっていくといった好循環のスパイラルを実現していくことを狙っております。

続きまして、デジタルアーカイブの構築に関しまして、資料2-6をごらんください。

2ページ目でございますけれども、デジタルアーカイブに関しましても、平成29年度からより具体的な取り組みを進めているところでございます。このページは現在の推進体制についての図になっておりますけれども、左側のデジタルアーカイブジャパン推進委員会というのは関係省庁ですとか主要アーカイブ機関による会議体でございます、こちらで工程表というのを作成しております。この工程表に従いまして、右側でございます実務者検討委員会、これは実務担当者ですとか学識経験者による検討組織なのですけれども、こちらで実務的な課題の検討を進めております。一番下に産学官フォーラムというのがございますけれども、これはデジタルアーカイブの利活用の促進に向けまして、デジタルアーカイブに関する取り組み状況について、関係者における理解を広く深めていくという趣旨で実施している事業でございます。

3ページ目をごらんいただきたいのですけれども、このデジタルアーカイブジャパン推進委員会で昨年の9月に決定した全体の工程表です。主な取り組みといたしましては、下から2番目のところに「ジャパンサーチ開発」というのがございます。ジャパンサーチというのは分野横断統合ポータルでございますけれども、2020年の本格運用を目指しまして昨年度中に試験版の公開をすることになっておりました。そのために、つなぎ役となる主要アーカイブと中心となっている国会図書館との連携で調整を進めておりました。これにつきましては、無事、ことしの2月に試験版を公開したところでございます。

4ページ目をごらんいただきたいのですけれども、実務者検討委員会での検討状況でございます。概要になっておりますけれども、1つ目の➤のところをごらんいただきますと、このジャパンサーチ試験版の一般公開について書いてございます。ことし2月に公開したのですけれども、10機関36データベースと連携することによりまして、1700万件のメタデータを検索可能になっております。また、横断検索、テーマ別検索のほかに、キュレーションページを充実しまして、ギャラリーという形式でも検索することが可能になっております。

また、2つ目の➤のところをごらんいただきますと、2つ目の主な検討事項として、デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件の表示のあり方について議論してまいりまして、これを整理しております。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスというのが国際的には一番普及しているわけですけれども、このクリエイティブ・コモンズ・ライセン

スのほか、真ん中の■のところですが、デジタルアーカイブ特有の事情を踏まえまして Rights Statements という、アメリカですとかヨーロッパのデジタルアーカイブ関係機関が共同で開発をした二次利用条件のマークを一部用いていくということと、その下の■にございますけれども、日本特有の事情として、著作者不明の場合の著作物の文化庁長官の裁定制度により、利用されている著作物であるということがわかるマークを用意することが望ましいということで整理をされております。これらを含めた報告書を今週中に公表するというので、今、準備しております。今年度は、さらにデジタルアーカイブの利活用モデルの確立ですとか、新たな分野におけるつなぎ役の役割の明確化などについての議論を進めていく予定としております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ここからは、ただいまの御報告に関する御意見等をいただきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、原山委員からお願いします。

○原山委員 二、三、質問がございます。

IT政策大綱とAI戦略とか、その関係性というのがどういうふうになっているのかよくわからないので、何らかの形で説明していただきたいと思っております。

中身の話なのですが、先ほどの資料2-1の14ページ、論点整理の「〈視点2〉個人が安心してデータを活用できる環境整備」の2-1に「『自分のデータが使われる気持ち悪さ』を低減する」と書いてあって、すごく感触的な話でくくっているのです。ヨーロッパではデータというのは個人の保護とか人権とかの視点から議論されていて、ここでは感触的なところでとどめてしまうのか、もうちょっと幅広いことで低減等を考えていくのか、その辺のところのスタンスを教えてくださいたいと思っております。

それから、1つ情報なのですが先ほどのWTOの中での議論がありますが、そもそもWTOの存在そのものをどうするかという議論もある中で、データに関しての議論があると認識しております。日本が主導をとりながら、メンバーは先ほどの欧州とかシンガポールで、その中にアラブ連合(UAE)が入ってきたと。あそこの国というのは非常におもしろいと思うのが、AI担当大臣というのを任命した上で、この間、大きな国際会議も開きながらなのですが、これまでの基盤のないところに新たな基盤をつくっていくという形で、モデルケースとして非常に興味のある国なので、ウォッチしていただければと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

御質問に対しては後ほどまとめてしていただきたいと思っております。

日覺委員、お願いいたします。

○日覺委員 経団連の知財委員の日覺です。

経団連が政府とともに進めております「Society5.0」は、「デジタルテクノロジーとデ

データの活用によって経済成長と社会課題解決の両立を図る、「人間中心の社会」であり、データの活用を進めるということは「Society5.0」の核心です。特に企業のグローバルなビジネス展開を踏まえ、国境を越えてデータが自由に流通する環境をつくるのが大前提だと思っております。そのためには、我が国がデータの自由な流通に向けた、国際的に調和のとれた制度の構築を主導することが非常に重要ではないかと思っております。安全保障関連の情報や営業秘密などの越境データ流通の例外は当然認めながらも、「データの自由な越境流通」という原則は変えずに、できるだけ幅広い国々が参加できる国際的なデータ流通の枠組みを構築するように政府のリーダーシップを期待しています。

そこで1点質問でございます。昨年、営業秘密には当たらないものの、パスワードなどで一定の技術的な管理を行っている価値あるデータを「限定提供データ」として保護する旨の不正競争防止法改正が行われ、本年7月に施行される予定です。これは、我が国独自のデータに関する規律ですが、データをめぐる国際的なルール形成の競争が激化する中で、国際的にはどのように進めていくお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 御説明ありがとうございました。

意見は、今の日覚委員と全く同じなのですけれども、前回も申し上げたとおり、データの越境というところについては、ぜひ国際的な枠組みでそれをやりやすくする。当然、個人データの取り扱いには注意しつつということなのですけれども、そこを重ねてお願いしたい。

もう一つは、データの流通のところから見ますと、ここ数年、いろいろな取り組みをされてきている。この情報銀行などもそうです。その仕組みというか、枠組みというか、そういうのには大分努力されてきたなと思うのですけれども、利活用が盛んになってイノベーションがどんどん生まれてきているという環境にはまだまだないというふうには理解しています。そのときに、なぜ利活用が進まないのかというところの真因をきっちり深掘りしていただいて、そこに手を打っていくというところをこれからしっかりやっていっていただきたいと思ひます。

個人的には、データサイエンティストの数がちゃんと足りているのかとか、そういうところも含めてしっかり見ていただきたいと思ひます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、梶原委員。

○梶原委員 データ利活用を推進するために重要なのは、データそのものの真贋性や、信頼性、品質などだと思います。その辺の考慮、取り組みの状況が今どのようなになっているかを教えていただければと思ひます。

○渡部座長 品質について全般の話ですか。

○梶原委員 はい。

○渡部座長 わかりました。

江村委員。

○江村委員 私も今の梶原委員と同じことを聞こうと思っていました。

データの信頼性といったときに、特に一個一個のデータの信頼性とか流通の議論をされているのですけれども、いわゆる社会が持っているバイアスの問題というのが、今、グローバルにはすごく注目されるようになってきていて、その辺の検討はどうされているのか。きょうの資料の中にはちょっと見えないので、その辺を教えていただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

資料2-1の7ページで民間部門のデジタル化時代への対応促進というお話があって、先ほど説明は割愛されてしまったのですけれども、中小の立場からこれについてお話をしたいと思います。

人手不足の中で、中小企業はいかに旧来型のシステムからデジタル化を進めるかというのは大きな問題になっております。最近、大手企業のデジタル化に伴って、見積もり・発注・納品などのいわゆる商取引全般がネット上で行われるようになりつつあって、取引先のシステムを使うためには環境構築も必要だという方向になっています。しかし、システム構築には人・物・金が必要で、これらのシステムはどれも高価で、1000万前後するものが多くて、中小ではなかなか簡単に導入できないという状況です。

これは、中小企業の各企業の問題だけではなくて、サプライチェーンを考えると、日本経済全体の問題でもあります。今、国の補助金でIT補助金というものがスタートしておりますけれども、補助金を申請して採択された企業だけではなくて、行政が積極的に支援をし、導入を促していく、そういうスピード感が必要ではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

医療分野のデータですけれども、医療分野のデータは非常に重要だと思っております。ここでは匿名にして保護していくという形が出てはいるのですが、お伺いしたいのは、個人を特定できるようなデータについては何か扱うことが計画されているのでしょうか。場合によっては、個人が特定されているデータであれば、将来的に、世界中どこに行っても、その個人の経歴等を見たら均一な治療が受けられるというようなこともあり得るかなと思えます。ただ、当然、個人情報の問題がありますから、いろいろな制度で別途保護をかけていかななくてはいけないとは思いますが、そのような計画があるのかどうか。

あと、農水についてです。医療のほうは保険制度が充実しているのでベースはあると思うのですが、農水のほうはそういうベースがないので、データを集めること自体がなかなか難しいのかなと思っています。この辺の手だてについて何か有効な御計画があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

私は、データとかIoT、AIといったものを扱う専門人材の養成、大学教育という観点から一言コメントを申し上げたいと思っております。

今から50年ほど前、1970年代当時、情報化の時代だとか、これからはコンピュータの時代だと言われた。そういう時代において、当時、国・政府の推奨によって、多くの国立大学や私立大学に情報工学科、あるいは電子計算機工学科というのができて、今日の人材を支えてきたのではないかと思います。

同じように、これからビッグデータやAI、IoTの人材ということになりますと、いわゆる文理融合の人材を育成していく必要がある。そうすると、大学の教育体制・教育組織の改革を進めていく必要があるだろうと思っています。基本的には、それは大学の自主的な取り組みにゆだねられるべき事項ではあるかと思いますが、国全体としての必要な人材をどのように育成していくのか、現状はどうなっていて、将来の需給関係はどうなっているのかを政府として分析し、大学の側に新しい取り組みを推奨したり、インセンティブを与えたり、場合によっては、規制改革の例外といいますか、東京23区内の新学部の創設にかかわる規制の例外として、そういう国家的な見地からこういった人材を育成することをぜひ検討してみたらどうか。場合によっては、私の不勉強で、既に当局においてこういう検討がなされているのかもしれませんが、そうでないのであれば、ぜひこういった取り組みも強化していただきたいと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、阿部様、お願いします。

○阿部委員代理 御説明ありがとうございます。

言うまでもないことですがけれども、デジタル化が大きく進行して、扱われるデータの重要性が増してきており、データは、企業の経営においては非常に重要な経営資源であるとともに、イノベーションに不可欠な原動力になっているところでございます。

一方で、これは日本人の気質ということかもしれませんが、日本においては、デジタル化に対して少なからず抵抗感のようなものを感じている人が多いのではないかと思います。どこまでデジタル化されてしまうのかとか、どこまでデータが使われてしまうのかとか、これらの適用範囲がいまだわかりにくいということが不安な感情としてあらわれているのではないかと考えております。安心してデジタル化と向き合い、データを提供し、

データを利活用するためには、やはり皆が納得する信頼性の高いルールやシステムが必要と考えております。多くの人を抱える懸念を払拭して、持続的なイノベーションの創出につながっていくように、知財戦略本部及びこの委員会が中心となって、データの利活用に関する制度設計の議論をさらに引っ張っていただき、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストの原則に基づいたルールとシステムの構築に貢献していく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 前半に関しまして、吉田参事官から非常にコンプリヘンシブでわかりやすい御説明をいただけたかと思えます。その中で、14ページだったかと思うのですが、国と産業界という立ち位置があったのですけれども、ここにはアカデミアが入っていないのですね。

産への距離感が非常に短くなっている中で、御存じかどうかはわからないのですけれども、今、論文を書きますと、論文のエビデンスのあるデータを公開というか、どこにあるかというのをサジェストしなければいけないことになっていまして、エルゼビアの場合はこれが40%ぐらいになってきています。

ということは、学から出すデータというのは結構大きなものになる。これを民がどう融合しながら利活用していくかというコンテキストも、ぜひお入れいただければありがたいかなというのが一つでございます。

それから、本日は、例としましてヘルスケアが出てきて、それは素晴らしいことなのですが、一方で、文部科学省的にいいますと、例えば教育とか、あるいはスポーツとか、ある種、非常にとがった才能のようなものをどうやって見出していくかという意味では、非常に重要なこととなります。

健康医療の場合は、いわゆるレアディジーズの場合はこれに相当するわけですが、実はことしのダボス以降、クニルのグーグル裁定によって、どちらかという組成を減らす側に向いているのです。つまり、どちらかという、ぼかす側についています。

こういうものは非常に技術的に難しいところになってきておりまして、非常に特化したプロファイリングと、それを避けるという、この辺のバランスというものが技術的に非常に難しいところになっていきますので、ぜひその辺の仕切りをうまくやっていただければありがたいと思っています。

2点目は、NDBとKDBというのは本当に我が国のアセットでございますので、こんなものを持っている国は、世界広しといえども、どこにもないわけですので、これを物すごく有効活用していただくという意味では、先ほどの個に対するIDの導入は不可欠で、大変応援をさせていただきたいと思えますけれども、一方で、自治体サイドがお持ちになっておられる付加的なデモグラの情報のようなものを活用することによって、圧倒的に便益が出ると

いうこともある程度わかりますので、その辺の施策も必要なのではないかと。

それから、後半、その次の次世代医療基盤法のところでも出ましたけれども、KDB、NDBは非常に小さなデータなのです。もう少しマルチモダリティのデータをどんどんそこに張りつけるというのを積極的にお考えいただくと、ありがたいと感じる次第です。

この中で一番難しいのは、やはり民転換の部分ではないかなと思います。今のところ、かなり厳しい。一つの法律で守られていて、それは過去の経緯から、しようがないことなのですけれども、これを民が活用していくというところも、一定程度、少しずつは進めていかなければいけないと思いますし、こういうものをどうやって民業に転換するかというのは、大学の先生にとっても非常に頭が痛いところなのです。ぜひそのルールをおつくりいただくと、日本が元気になると思います。

要するに、研究と実証のところまでは来ているのですけれども、今のところ、その後、実動にするところのお作法が非常にごちゃごちゃしていて、よくわからない。次世代医療基盤法も、こんなものは世界のどこにもない法律ですので、すばらしいのですけれども、これも若干まだものにやもにやして、進んでいないような感じもしなくもないので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、幾つか御質問がありましたので、各省庁から関係のあるところについてコメントいただきたいと思います。おおむね御発表いただいた全ての省庁に関係すると思いますが、いかがでしょうか。

IT戦略室からお願いします。

○吉田参事官 再びIT総合戦略室の吉田でございます。

幅広い御意見、コメントをありがとうございます。

順にお答えしたいと思いますけれども、まず、原山委員からAI戦略との関係について言及がございました。

AI戦略との連携に関しては、もちろん政府全体として相互に連携した形にしておりまして、例えば、先ほどの資料の2ページ目の柱の2つ目の「AI活用型（AI-ready）社会の構築」のところで、人材育成のところが割かれてございます。

AI戦略の中でも人材の育成のところは、小学校段階から大学・社会人のリカレントに至るまで戦略が記載されておりまして、先ほどの高倉委員の御指摘のところの、具体的なアイデアまでは記載していないにしても、人生の各ステージにおいてAI人材を、しかも、これはAIに特化したという形ではなくて、ダブル・ディグリーも含めた複合的な知識として、ITを活用できる人材の育成ということが大きく記載されていると認識してございます。

ですので、原山委員の御指摘に関しては、相互に連携して進めるということでお答えしたいと思います。

それから、個別のところ、14ページの視点2の2-1のところ「データが使われる気持ち悪さ」という非常に情緒的な表現という御指摘をいただきましたが、これはまさにそのとおりでございまして、ワーキンググループのほうでアンケートをとっておりまして、個人のデータ活用が進まない理由、それから、企業のデータ活用が進まない理由に関して、特に個人については、自分のわからないところでデータが活用されることへの不安、不満といったものが、データ活用が進まない理由の最上位に上がってくるということでございます。

企業に関しても、この不安に対して、いわゆるレピュテーションリスクといいますか、炎上の危惧みたいなことを前提に、なかなか進まないという、すくんでいる状況を何とかしたいということがございまして、このアンケートに関しては、これからもより精緻に分析をローリングしていくということはあるのですが、特にこの2-1に関して言っているのは、個人の受容性が高いデータの活用の類型を示すことで、ある意味、共通認識として、この範囲であればデータが活用しやすいというゾーンというコンセンサスを得られないのかといったような議論をしているところでございます。

それから、日覚委員から、不正競争防止法の改正に関するグローバルな取り組みとの整合性ということを御質問いただきました。

これはもちろん、もし経済産業省から個別の御答弁があれば、お願いしたいですが、総論としては、まさにグローバルな相互運用性は確保しながら、DFFTを進めていくということが全体の流れとっております。

梶原委員、江村委員からデータの信頼性に関する御指摘がございました。

これはまさしくおっしゃるとおり、データトラストをめぐる我が国の制度整備も含めた検討というのは、今、各省庁で進められている。

我が国でも、特にEUのeIDAS規制に対応したようなデータの信頼性を確保するための方策、それに対する制度的なバックアップはどういったものが可能になるかというのは、まさに今、検討途上でございます。

個々のデータに限らず、データの偏在というか、バイアスに関しても、問題意識としては持っておるところで、それも先ほど言及したAI戦略の中で期待されていると認識してございますけれども、この辺のことにしても、引き続き政府として検討を進めていきたいと思っております。

渡邊委員から農水分野へのデータ活用に関する御指摘がございました。

農水に関しては、これも御案内のことかと思っておりますけれども、データ連携基盤というベンダー依存を超えたデータが活用されるプラットフォームを構築しているところでございまして、ここで取り扱うデータに関する各種のガイドライン、それから、先ほどのデータ契約に関する農水分野のガイドラインもできているという状況でございますので、そういった規定を整備することでデータ活用を進めていきたい。今、それを農水省全体として進めている状況だと認識しているところでございます。

山田委員から民間のDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する御指摘がございました。

そのための中小企業のインフラの整備に向けた政府の取り組みでございますけれども、この辺は、これからのキャッシュレスの取り組みも含めて、中小企業でのシステム構築に対する政府の支援は、当然のことながら、必要だと思っております、各種補助金なども活用した整備が進んでいく。

それに限らず、システムの標準に向けた検討も非常に重要だと思っております、ばらばらで、ある意味、ベンダーロックがかかったような、閉じたシステムにならないような取り組みは政府として進めていきたいと思っております。

喜連川先生のコメントで、アカデミアからのデータに関しては、大変申しわけありません。抜けているというわけではなくて、当然、意識しているのですけれども、特に産学の学際的なところでスタートアップが活躍できるのがこのデータの領域だと思っております、そのための環境整備ももちろん進めながら、学のデータの有効活用ということは是非意識して、これから検討を進めていきたいと思っております。

まさに日本が元気になるためのデータの分野での産業発展といったところでは、今申し上げた学際的なところでのスタートアップの支援が不可欠だと思っておりますので、その辺のところはこれからも意識して進めていきたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

経産省、よろしいですか。

○上野参事官 経済産業省の上野でございます。

まず、原山委員の御指摘の点になりますが、まさに御指摘いただいたとおり、今、WTO自身が非常に大きな問題に直面しております、大きく申し上げますと、もちろん米中の対立とか、そういったコンテキストもございますけれども、1つは、既につくられているルールそのものが守られていないという問題と、もう一つは、WTOでは時代に沿った新しいルールがなかなかつくられないということがあると思っております。

主にWTOの電子商取引に関する取り組みというのは、後者に対応するものでございまして、今までは164加盟国の全ての国が参加するというのが伝統でした。もちろん例外はこれまでもあったのですが、一応、164カ国全てが入るルールづくりというのが大前提になってきたのですが、どうしても立場が異なる国も多い中で、新しいルールをつくっていくためには、志を同じくする加盟国が集まって、まずそのルールをつくっていくという取り組みも必要ではないかと考えてございまして、まさに今、この取り組みというのが新しいルールづくりの試金石になるかと思っております。

また、御指摘いただいた、UAEの基盤のないところに、新しいモデルケースとして非常に注目すべきケースという御示唆をいただきましたので、我々としましても、このUAEのケースはこれから注視していきたいと思っております。

日覺委員と近藤委員から御指摘がございましたけれども、データの自由流通を原則とし

た形での国際ルールづくりの重要性ということで、我々といたしましても、それをまさに原則として、国際交渉でございますので、今、この瞬間に必ずできますと申し上げられるものではないのですが、少なくとも日本の立場として、こういった原則を我々の主張としてきちんとしていきたいと思っております。

不正競争防止法とか、国内の政策との整合性ですとか、それから、国内の政策とほかの国との相互引用性ですとか、そういった観点も関係省庁と連携をしながら、我々も国際ルールをつくっていくときには、きちんと整合的な形で進めていこうと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

厚労省さん、いかがでしょうか。

○屋敷参事官 厚生労働省でございます。

医療分野のデータにつきまして、コメントいただきまして、ありがとうございます。

1点目、渡邊委員から、個人が特定できるデータを計画的に蓄積していったって、将来、医学の進歩で判明した段階で、実はこんな価値があったデータなのだという提供をしていくような計画はあるのかという御質問だと受けとめました。今のところ、まだ具体的な計画はないということでございます。

御承知のとおり、個人情報保護法におきましては、恐らくその方が亡くなられた後に、医療機関ないし研究機関からデータが第三者に提供される。生前の同意などが必要であると。

その基本的なルールを踏まえた上で、これは医療情報、治療の情報とか予後の情報とか、そういうものだけではなくて、従前から医療の分野は、患者、医療関係者の信頼関係のもと、臓器提供とか、そういうものが行われてきた。

今のこの文脈の流れからいきますと、医療データが自分のためだけではなくて、将来の世代に役立つという環境をつくり上げていく。そういう意味でのデータヘルスの活用は大切だと思っております。

そういう意味で、今回、このようなデータヘルスの取り組みを進めてまいります。個人が自分のデータの活用、あるいは将来にわたる活用、そういうことに理解が得られるような環境をつくっていくのが我々の役目だと考えておるところでございます。

もう一点、喜連川委員から御意見をいただきましたNDB、介護DBの有効活用の件でございます。

当面、これは法律に基づきましたNDB、介護DBの連結を法律で明確化するという一方で、自治体、政府機関、研究者・研究機関だけではなくて、今回は民間事業者の幅広い主体におきましても、データベースを提供できるようにする。

当初は公益目的ということになるかと思いますが、その詳細につきましては、法の成立後になるかと思いますが、関係者の方の議論を踏まえて、具体的な要件を定めていくことになろうかと考えております。

あと、NDB、介護DBの連結ということですが、他のデータベースとの連結というのも、今後、視野に入ってくるのだらうと思います。そういう場合におきまして、もともとは医療データでありまして、要配慮個人情報ということでございます。

データの利活用主体としての安全確保措置が法律上担保できるかという技術的な点もございしますが、将来的には、御指摘のとおり、自治体のデータでありますとか、さまざまなデータベースとの連結・利活用が視野に入ってくる。そんな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

AMED室さん、匿名加工のお話をお願いします。

○山田企画官 内閣府次世代医療基盤法の担当でございます。

渡邊委員からの御指摘につきまして、今、厚生労働省から説明がありましたけれども、次世代医療基盤法ができたからといって、匿名加工をしなければ研究に使えないということではございませんで、医療情報を集めるときに、匿名加工をして集めるということは前提として、国が認定する事業者に担い手になってもらうという、一つのまた新しい情報の集め方を創設したということでございます。

それから、喜連川委員から、次世代医療基盤法についての激励、叱咤をいただいたかと受けとめておりますけれども、言うまでもなく、こうした制度を創設したので、まずは、この認定事業者というものがうまく機能して、医療分野の研究開発がさらに進む世の中にしていくことが大事ということでございますが、一方で、大規模な医療情報を扱う、集めて管理するという役割を担う事業者の認定につきましては、我々としましても、お示ししているルールに基づいて、しっかりと審査・認定していく必要があると思っております。

いずれにしましても、この制度が早くうまく回って、いい研究開発の成果が出ていくという形にしていきたいと考えております。

○渡部座長 ありがとうございます。

大体御質問にお答えできているかと思いますが、いかがでしょうか。何かつけ加えることはございますか。

事務局。

○仁科参事官 限定提供データの件につきまして、国際的な展開をどうするのかという御指摘をいただいたかと思うのですが、私の把握している範囲で申し上げますと、ガイドラインを1月に公表しました後、それと同時に、英語の簡略版につきましては、公表されている状況でございます。けれども、展開の前提として、こういったものを国際的に発信し、理解いただくことが必要かと考えておきまして、今、経済産業省でガイドライン全文の翻訳を進めていると聞いております。

渡部座長が策定に参画されたデータ契約のガイドラインも英語で発信しているということもございしますので、こういった日本で作りましたガイドラインを国際的にも周知して

いくという観点から、英語版をつくっていく取り組みを進めていく必要があると認識しております。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が押していますので、次の話題に移らせていただきたいと思います。

次に、新たな情報財分野に係る参考人ヒアリングということで、お二人の参考人から御説明をいただいた後に、意見交換の時間を設けさせていただきます。

まず、AI生成物に係る知的財産権について、西村あさひ法律事務所の濱野弁護士から御説明をお願いいたします。

○濱野弁護士 ただいま御紹介いただきました濱野と申します。よろしくをお願いいたします。

私からは「AIが自律的に生み出した生成物への知的財産権の付与の是非」というタイトルでお話をさせていただきます。

スライドの1では、ここで話しさせていただく4つの項目について記載させていただいております。

スライドの2を見ていただきますと、簡単に自己紹介、私の経歴を記載させていただいております。

この中で見ていただきたいのは一番下の部分なのですが、私自身は、大学の4年時と大学院の2年間、合計3年間、ディープラーニングの基礎技術であるニューラルネットワークの研究室に所属しておりましたので、そういうこともございまして、本日、呼びいただいた次第でございます。

スライドの3、こちらで西村高等法務研究所 AI・知的財産法研究会について、お話をさせていただきます。

この研究会は、当事務所、西村あさひ法律事務所の中の西村高等法務研究所でやらせていただいております。中山先生を所長といたしまして、以下、教授の先生方、経済産業省や内閣府の方々、企業の方々、それから、スライドの4に行っていただきますと、西村あさひ法律事務所の弁護士のメンバーで構成させていただいた研究会でございます。

その内容がスライドの5にございます。全部で7回の研究会をやらせていただきました。

この中できょうのテーマと関連いたしますのは、第4回の上野教授の発表と、第5回の平嶋教授の発表となりますので、本日は第4回と第5回で出てきました議論の内容の紹介を中心に、お話をさせていただければと思います。

次に、スライドの6ですけれども、最初に「AIの概念整理」について、お話をさせていただければと思います。

まず、AIというものが大きな枠としてある中に、最近注目されているものとして、機械学習というものがございます。そして、その機械学習の中にディープラーニングがございます。

今回発表させていただきますのは、AIが自律的に生み出した生成物についてでございます。

す。特にこのディープラーニングが自律的に生み出した生成物に関するものですので、この発表ではディープラーニングを中心にお話しさせていただきます。

次のスライド7について、お話しさせていただきます。

ディープラーニングを説明する前提として、ディープラーニングが登場する前のAIのプログラムと、ディープラーニングでつくられたプログラムの比較のお話をさせていただければと思います。

この図の中の内側の四角で囲まれた部分がプログラムの部分になります。

従来のAIでは、必ず手順（ルール）の人為的設定というものを行うことが必要でございました。例えば誰か新たな人の画像が入力された場合には、その画像の中から目や口や鼻の情報を選び出して、その情報をあらかじめ持っているデータベースの中の各人の情報と比較して、その差が一番小さくなる人を出力するとか、そういったルールをあらかじめ決めて、それをプログラムしておくことが必要でした。それがディープラーニングが登場する前のあらゆるプログラムの作り方でした。

これを一変させたものがディープラーニングでございます。

ディープラーニングは、でき上がってしまえば、入力をすれば出力がでます。ですから、プログラムの中に手順やルール的人為的設定というものはございません。

ディープラーニングでこのようなことができますのは、ディープラーニングは、入力するデータと、その入力に対応する教師データとありますが、答えとなるデータ、その対応するデータを集めてそれを学習させてしまえば、勝手にプログラムができてしまうからです。

その結果、ディープラーニングが登場したことによりまして、いろいろなものが自動的に・自律的にどんどん生成されてしまうのではないかという危惧があるわけでございます。

ちなみに、一番下に書きましたが、ディープラーニング以外の機械学習は、この図でいいますと、従来AIとディープラーニングのうち、上の従来AIのタイプに属することになります。そういう意味もありまして、本日はディープラーニングを中心にお話しさせていただきます。

「3 AI生成物」の1つ目のポツで書かせていただきましたが、AIが自律的に生み出した生成物ですが、現行法では、AI生成物は知的財産権の保護の対象にはならないと一般的に考えられております。

現状の認識といたしましては、これまで人間にしかつくれなかった創作的なものと区別できないものを、AI、特にディープラーニングが大量につくることができる時代が到来しつつあるという認識がございます。

その一例ですが「The Next Rembrandt」プロジェクトでは、AI関連技術などによって、17世紀の画家であるレンブラントの作品を用いて、本物のレンブラントの作品と区別できないほどの新たなレンブラント「風」の絵画が作成されているということがございます。

次に、スライド9に行かせていただきます。

以上を踏まえまして「4 AI生成物への知的財産権の付与の是非」という検討課題について、お話しさせていただきます。

まず、著作権について、お話しさせていただきます。

仮にAI生成物に著作権が認められないとすると、皆、AI生成物について、AIがつくったのではなく、自分でつくったというそをつくのではないかという、僭称コンテンツ問題の指摘がございます。

そして、今後はAI生成物が、人間が創作したものと区別がつかなくなってくるのが予想されるために、うそを見破れないのではないかということも言われております。

ただ、著作権に基づく主張がなされた場合には、権利主張をする側は、みずからが創作したことの立証をしなければならないということがございます。そのため、一定の歯どめになるのではないかと考えております。

実際の現在の著作権の訴訟実務では、著作者性はほとんど争われません。ただ、これはあくまでも今争われていないというだけで、今後、時代が変わっていった際には、AI生成物でどんどんつくれるようなものについては、実際にその人がつくったということの立証が必要になるのではないかと思います。

次に、10番目のスライドですが、著作権に関する検討課題の2つ目といたしましては、仮にAI生成物に著作権が認められないとすると、AI生成物に対して行った投資を回収できないのではないかと。例えば「The Next Rembrandt」プロジェクトでは大きな投資がなされている。そのため、AI生成物についても、著作権法の保護対象とするべきではないかという話もございます。

ただ「The Next Rembrandt」プロジェクトのように、既存のものから「レンブラント風」を生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要は、そもそもないとも思われます。

本当に投資を回収するということが目的であれば、著作権を認める方法以外の投資を回収する方法として、例えば、商標を付したTシャツを販売するなどの方法も考えられるのではないかと思います。

それから、今後のAI関連技術の発展によって、AI生成物の作成に必要な投資も小さくなっていくのではないかと思います。

こういった点から、少なくとも現時点では、AI生成物に著作権を付与する必要性まではないのではないかと議論されておりました。

次に、11番目のスライドですが、特許権・実用新案権に関する検討課題について、お話しさせていただきます。

仮にAI生成物に特許権・実用新案権が認められないとすると、皆、AIがつくったのではなく、自分でつくったというそをつくのではないかという僭称問題、また、AI生成物に対する投資を回収できないのではないかということが言われたりします。

最初の「仮に」の後の「AI生成物に特許権・実用新案権が認められないとすると」という部分につきましては、次世代知財システム検討委員会報告書でも、発明者は自然人に限

られるという解釈を前提として、現行法での発明者該当性を否定しておりましたので、それと同じ前提でお話をさせていただきます。

内容に戻りますと、1つ目のポツですが、発明・実用新案は技術的思想の創作であるから、AI生成物が発明・実用新案となる可能性は低いのではないかと思います。AI生成物でいきなり技術的思想の創作がぽんと出てくるということは、可能性としては低いのではないかと思います。

また、特許・実用新案は登録により付与されるものであるため、僭称問題が生じるリスクは相対的に低くなっていくものと思われまます。

それから、既存のものから類似のものを生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要はないのではないかとということも挙げられます。

特許と実用新案につきましては、仮にこういった技術的思想が出てきて、それが特許や実用新案で保護されなかったとしても、ノウハウとして保有することによって投資回収が可能ではないかと思います。AIの自動生成物によって技術的思想の創作が出てきたら、それをノウハウとして持っておけば、それは使えるわけですので、そういった意味で、投資回収は可能であるようにも思われまます。

次が12番目のスライドですが、最後に、意匠権に関する検討課題について、お話しさせていただきます。

仮にAI生成物に意匠権が認められないとすると、皆、AIがつくったのではなく、自分でつくったといううそをつくののではないかとという僭称問題、また、AI生成物に対する投資を回収できないのではないかとという懸念がございます。

意匠につきましては、たくさんのデザインをディープラーニングのインプットとして用いれば、AI生成物として意匠が生じ得ると思われまます。といいますのも、意匠は、物品の形状、模様もしくは色彩、またはこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起こさせるものですので、まさにディープラーニングが作りやすいタイプのものでございます。

ただ、意匠は登録により付与されるものでありますので、僭称問題が生じるリスクは低いのではないかと思います。

また、これはほかのところと同じですが、既存のものから類似のものを生み出したことに伴う商業的期待を保護する必要はないのではないかと思います。

以上の観点から、意匠も、少なくとも現時点では、AI生成物に意匠権を付与する必要性まではないのではないかと思います。

最後に、商標について簡単にお話ししますと、商標は文字、図形などの標章でありまして、要するに選択物でございますので、AI生成物を利用することも問題はございませんので、特に問題にはならないと考えております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、オープンソースソフトウェアの活用について、トヨタ自動車の遠藤様から御説

明をお願いいたします。

○遠藤様 今、御紹介にあずかりましたトヨタ自動車の遠藤です。

私は、GAFAsのようなプラットフォーマーの人たちと一緒に、オープンソースのリーガル面での標準化みたいなところに従事していきまして、その関係で、今、オープンソフトウェアがどのように使われていて、日本での知財課題はどういうところにあるのかというのを、きょうはお話しさせていただきたいと思います。

早速、2ページ目をよろしく申し上げます。

まず、オープンソースソフトウェアとは何ぞやと。「OSS」ともいいますが、これは1社の中で開発されるのではなくて、ウェブ上のグローバルな開発コミュニティと呼ばれるところで提供される共用ソフトです。

例えばグーグルの開発者とか、アマゾンの開発者とか、そういった世界中の開発者がウェブ上に集まって一つのものをつくっていく。合知合力でつくることで、スピーディーで高品質、互換性も確保できる。そのような開発スタイルになっています。

背景として、ソフトウェアが非常に大きくなっているんで、プラットフォーマーでも、1社で全てソフトウェア開発を担うというのは難しいという実情にあるため、それが広がっているということになります。

次に、3ページ目をお願いいたします。

今、申しましたように、特にIoT化が進みまして、IT業界だけではなくて、一般の企業にもOSSというものが非常に広まっていて、ソフトウェアの90%ぐらいはオープンソースになっていくのではないかとされています。自動車業界でも採用が進んでいるということで、私たちが取り組んでいるということになります。

次のページをお願いいたします。

技術戦略的にオープンソースはどれぐらい重要なのかということなのですが、オープンソースというのは協調領域だから、もう枯れた技術なのでしょうみたいなことを言われることもあるのですが、逆にそうではなくて、最新の技術であればあるほどオープンソースベースで開発されています。AI、自動運転、ブロックチェーン等、その辺は全部オープンソースベースで開発されている。

赤いところを見ていただくと、グーグルなどは、自社のコアの技術であるOSの技術とかAIの技術をオープンソースにしてしまっていて、データを集めることでビジネスをする。なので、もう技術はフリーにして、改善をみんなにしてもらって、データでもうける。そのような時代になってきている。

「Hyperledger」というのは、ブロックチェーンのオープンソースプロジェクトなのですが、先日、フォーブスで、ブロックチェーン50社みたいな特集をされた中の半分ぐらいが、このHyperledgerでブロックチェーンの技術を開発していると言われています。

さらに、人材獲得、人材育成的にもオープンソースというのはかなり大事で、今、世界の企業がトップソフトウェアエンジニアの獲得競争で、なかなかそれがとれないという現状にあ

ります。

では、そのエンジニアの人たちは、今、何を気にしているのかというと、今の時代は、ソフトに関しては、特許というよりは「GitHub」と呼ばれるオープンソースの開発コミュニティでどのぐらい自分のソフトが採用されたかといったところが、自分のエンジニアとしての価値をアピールする手段になってきている。

というのは、特許は公開まで18カ月で、登録まで3～4年かかって、さらに、使われているかどうかはよくわからない。このGitHub上では、それが採用されたか、されていないか、世界の人にそのソフトが使われているか、使われていないかというのがすぐ見える化されるので、エンジニアにとっては、それほどわかりやすい評価指標はないでしょうと。そういった形の時代になってきている。

なので、例えばここに書いているUberは、320ぐらいのプロジェクトをホストして、そこに貢献しているのですよとアピールしていますし、日本企業ですと、ヤフージャパンさんは、OSSデベロッパー認定制度をつくって、年間100万円とか、そういう活動費用を与えて、むしろ活動してもらおう。そのような感じでエンジニアを集めているという現状にあります。

次が知財リスクに関してです。5ページ目です。

知財リスクに関しては、特許のリスク、著作権のリスク、レピュテーションのリスクというものが大きく挙げられます。

6ページ目に行ってくださいと、オープンソースはオープンなのですけれども、その使用というのは自己責任になりますので、知財のリスク、特許のリスクはゼロというわけはありません。

ただ、一方で、全てのソフトがオープンソースになってきているので、全ての特許を見て、自分は関係あるのか、ないのかというのを見るのも事実上不可能です。

なので、次の7ページなのですけれども、コミュニティで開発されるオープンソースソフトウェアというのも、コミュニティで特許リスクも削減しようというスキームが出てきて、これが「OIN」と呼ばれるスキームになっています。

ここに書いているとおり、LinuxとかAndroidとか、みんなが使うだろうというメジャーなものに関しては、みんな特許を主張しないという形のクロスライセンス。なので、あるソフト、ある著作物限定のクロスライセンスと。そのようなスキームによって、みんながオープンソースを使いやすいようにするというような仕組みになっています。

既に2,900社、5月には3,000社を超えるような見込みになっていまして、トヨタはそのボードメンバーとして活動しています。

去年10月にマイクロソフトがこれに加入して、これは私たちのOINのコミュニティでも非常に大きな出来事で、いろいろなところで報道されたのですけれども、これはもともとLinuxとWindowsが争っていて、その張本人のWindowsがこのOINに入ってきたということで、阪神と巨人が合併したとか、バルサとレアルが合併したみたいな、それぐらいの衝撃が私たちにはある出来事でした。

マイクロソフトさんがこのLinuxでどれぐらいお金を稼いでいるのかはよくわからないですけれども、一部の報道では、サムスンから1年に1000億円のAndroidのライセンス料をとっているという報道もあって、そうすると、数千億円規模のライセンス料をふいにしてまで、このOINに入ってオープンソースにかじを切ったということで、ソフトウェア業界でも去年は非常に大きな年になったと言えると思います。

次のページをお願いします。次は著作権・ライセンスの話です。

オープンソースソフトウェアの一つ一つの「ソースコード」と呼ばれる部品みたいなものには、一つ一つライセンスがついていて、それが全部別々です。なので、それを数百とか数千使ってソフトウェアをつくるときに、それをどのように整合性をとって使っていくのかというのが、今、企業にとって工数がかかる非常に大きな問題になってきています。

さらに、1つのソフトウェアを1つの会社でつくっているわけではなくて、大きなサプライチェーンがあるものですから、そこでどのように情報共有していくのかというのは非常に難しい問題になってきております。

では、そのライセンスはどういうものがあるのかというのは、時間がないので余り細かくは説明できませんが、次の9ページ目ですけれども、代表的なライセンスとして、GPLみたいなコピーレフト系のライセンスと、BSDとかMITみたいなパーミッシブ系のライセンスの2つがあります。

コピーレフトとは何かというと、コピーライトをもじったもので、ソースコードをコミュニティからとって使ったのだったら、それを修正したソースコードもきちんとみんなに開示してねという、オープンソースのフィロソフィーに近いのですけれども、そのようなものです。

ただ、これは商用企業にはなかなか厳しい条件で、それだとオープンソースは広がっていかないねというところもあるので、BSDとかMITとか、そこまで厳しい条件をつけないようなライセンスもあります。これを選択的に使っていくことで、ビジネスをしているというのが今の状況になります。

次のページをお願いします。

次が「OSSのサプライチェーンにおける課題」ということで、先ほども少し申しましたけれども、ソフトウェアをつくる上でのサプライチェーンというのは非常に複雑です。

その中で、一エンジニアがコピーみたいなことをして、いつの間にかOSSが入り込んでしまうということも非常に多く発生するところがあるので、各社での教育体制とか管理体制がまず大事だということと、あとは、トレーサビリティですね、各サプライチェーンの中で、ソフトウェアを渡していくときに、きちんと情報共有をしながら渡していくということが非常に重要になってきております。

次の11ページ目をお願いします。

今、コミュニティと一緒にトヨタは活動してまして、管理体制の整備に関しては「OPENCHAIN」と呼ばれるプロジェクトをつくりまして、社内での管理体制の世界標準とい

うのをつくって、今、ISO化を目指して活動中です。

さらに「SPDX」と呼ばれるトレーサビリティ確保に関するフォーマットに関する議論についてですが、これはもともとUSとかLinuxファンデーションのほうで進められていたものなのですけれども、それを日本企業とかIoTの人たちにも使いやすいように、OPENCHAINのJAPAN WGの中で改良を議論し、簡易版のフォーマットをグローバルなコミュニティーに提案するような形をつくって対応しております。

次のページをお願いします。

最後は「OSSのレピュテーションリスク」です。

最近、ツイッターとかで炎上していることがよくあると思うのですが、オープンソースもウェブ上で開発されているので、より炎上が起きやすい技術開発形式です。

なので、例えば、大きな企業がオープンソースをめちゃくちゃ使っているのだけれども、全く貢献していないと炎上してしまうし、ライセンスの解釈に関しても、文言だけを厳しく解釈して、無理やり実際のコミュニティーとは全然違う解釈をして使ったりしていると、それは炎上してしまうことがあるということです。

なので、これまでの適法にさえやっていたらいいということでもないところが、オープンソースの非常に難しいところになります。

次のページをお願いします。

ですので、私たちの戦略としましては、コミュニティーのことはコミュニティーに入ってみないとわからない。トヨタの言葉で「現地現物」というのですけれども、きちんと中に入って、コミュニティーの中に貢献して行って、きちんと人脈もつくって、その空気感を读めるようにしていくということが非常に大事なと考えております。

最後、知財課題なのですが、欧米の企業というのは、オープンソースを非常に重要視していて、知財部門がコミュニティーの中に入って戦略的なこともやっていますし、知財部門がもたなくなってオープンソースプログラムオフィスができたというケースも結構あります。

それに対して、日本企業の知財部門というのは、オープンソースをやっているのですが、少しライセンスレビューをするぐらいというところも多いです。先ほどのコミュニティーみたいな考え方が余り浸透しておらず、むしろ今までは自分の権利を守る人たちだったので、オープンなコミュニティーの人たちとどのように接していくのかということへの取り組みについては、非常に抵抗感というか、そもそも知らないことが多いです。

なので、これは非常に難しく、国際的なオープンソースのリーガルコミュニティーというのがあるのですが、アジアではやはりサムスンさんとか、ファーウェイさんのほうが先を行っていますし、専門の弁護士さんも余りいないというのが、もちろんオープンソースを扱っている弁護士さんはいるのですが、国際的なリーガルコミュニティーに入ってきている人たちは本当に少ないというのが現状かなと思います。

なので、欧米の人たちが使えるソフトを日本企業は使えないという事態が結構発生して

いるのが、国際競争力に直結しているのかなということは考えられます。

最後のページですけれども、そのためにはやはり啓発活動みたいなところがまずは大事かなと。

もう一つ、そういうことをサポートする人たち、みんなが大事だなと思っても、それをサポートするような企業とか法律家がいないと、何もできないところはありますので、そこも大事です。

あとは、先ほど言ったコントリビューションというのは、非常にいろいろな法的な難しさもあるので、そこが解決できるようなガイドラインなどもあるといいなと考えていますので、まずはこういったところを検討する枠組みが一つ必要なのかなと私たちは考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が大分なくなっていましたけれども、この2件について、コメントしていただける方はおられますでしょうか。

江村委員。

○江村委員 どういう趣旨でコメントしていいかというのがちょっとあるのですけれども、最初のAIの知財権の話で、ディープラーニングを使ってレムブラントをつくるみたいなものは、非常にエクストリームな例で、今、ディープラーニングとかAIを使い出して、AIの限界も見えてきているので、いろいろなものをハイブリッドで使うという構造になっています。

いわゆるAIはある部分のツールになっているので、人が全部やるものからAIが全部やるものの中に、ほとんどニアに幾つものパターンがあるというのが実態になってきているように見えるので、この議論を今後どうやって進めていくのかはちょっと難しいなというのは、聞きながら思った感想ですけれども、結構重要なポイントかなと思います。

○渡部座長 喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 3人とも東大電子卒になっているので、ややこしいのですけれども、絵とか音楽というのはわかりやすいところで、今、一番ホットな、例えばマテリアルゲノムみたいな材料、小分子、中分子になると、結局、薬と同じですよ。あの辺はもうどんどん知財化されているわけで、その中でディープラーニングは圧倒的にたくさん使われていると。こういうことのほうが最前線、江村委員がやる場所だと思っていて、その辺への言及が今回はなされておられなかったの、どういうテイストかなというところです。

○渡部座長 川上委員。

○川上委員 AI自身が創作した場合の知的所有権という、かなり未来についての検討だと思うのですけれども、その前段階として、AIにアシストさせて、いろいろな著作物をつくるということが起きるでしょう。

そのときに、人間は自分がつくったと言い張ることが可能で、それは防ぐ方法が基本的

にはありませんから、そうなる、いろいろな権利取得の手続きの申請が爆発することが最大の問題になるのだらうと思います。そういったときに、例えば特許明細書をAIでアシストして大量生産みたいな状況では、特許庁側で審査のほうもAIでアシストして、大量審査することが必要だと思います。多分、これは基本的にどちらも同じ技術になると思いますので、いざというときにすぐに対抗できるように、あらかじめ検討が必要なのではないのかなと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、近藤委員と土生委員と林委員と宮島委員までですか。済みませんが、あと2件残っているので、少し短目をお願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

OSSのところなのですけれども、今までITとか電気分野の会社さんはしっかりできているところがたくさんあります。だけれども、IoTとか、我々みたいにこれから電気の領域に行こうという会社がたくさん日本の中にいる中で、OSSに関しては周知も啓発も全然されていないというのが現状で、ここをやはりレベルアップするのが日本のためかなと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員。

○土生委員 感想レベルになってしまいますけれども、2つとも大変興味深く聞かせていただきました。

特にOSSのほうなのですけれども、お話を聞いている中で、特許権を差し止め目的では全然考えていない。ここがやはり長く知財に関わってきた者には非常にショッキングで、私が今年関与した支援事業でも、支援先の中小企業と特許の話をしていると、使わせないのではなくむしろ使ってほしいのだという声をよく聞きました。知ってもらって、もっと使ってほしいと。

特に価値創造という視点を考えても、このマインドはすごく大事だなと。今まで知財というと、すぐにいかに保護するかという話をしてきたのですが、こういう形で時代も動いてきているので、知財に関係している人間もきょうのOSSの話などをよく聞いて、マインドセットを変えていかなければいけないなということを感じさせていただきました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。

トヨタの遠藤様のOSSの観点で質問させていただきたいのですが、技術フリーでデータを集めてビジネスというモデルになっているというのは、確かにそのとおりだと思うのですが、その中で、Data Free Flow with Trust (データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)

の「トラスト」の部分の議論をするときに、今、中国のプレーヤーとはどのように話し合いをされているのでしょうか。

○渡部座長 ちょっと後でお答えいただきます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

私もトヨタの遠藤様に御質問で、14ページを見ると、欧米と日本の格差が非常に広いように見えるので、このままだと心配だなと感じるのですけれども、今、具体的にこの啓発のところというのはどのような形をとられているのか。

多分、経営者レベル、あるいは知財部門の担当者レベル、あと、弁護士さんとか、あるいは会社のバックヤード、幾つかのレベルで経営面は必要で、それに対して個社とか経団連、経済活動、あるいは政府、それぞれでアプローチが必要なのかなと思うのですけれども、今、どのようになっているかということと、どのあたりが足りたいと思っているか教えていただければと思います。

○渡部座長 山本委員、お願いします。

○山本委員 私もOSSに関しては今の宮島委員と同じなのですが、ここに書かれている欧米との格差というのは、知財部門のスタンスやマネジメントの問題のような気もしていて、何らかの制度や仕組みが必要なのかどうかちょっとよくわからなくて、そこはどうお考えでしょうか。

あと、AIの生み出した生成物は、レンブラント風を描いてみろという描けないのでしょうか、音楽だったらどうなるのだろうか。思いついたと言われれば、わかりづらいわけです。

あと、シナリオとか、そういうものもありますけれども、特に音楽なんて、桑田佳祐は本当に自分で音楽を書いていますかと聞く人はいないわけで、そうなったら、有名な人気歌手になってしまった人にはどうするのだろうかというのは、それを審査する側も、著作権というのはできた瞬間に著作権を持っているので、そうすると、自分が書いたというそをついても、誰も判別できないのだろうかという気はしていますが、そこはどうなのかという質問をしたいと思います。

○渡部座長 2件について、お二方に少しコメントをいただければと思いますが、どちらからでも結構です。

○濱野弁護士 ありがとうございます。

回答させていただきます。

実は最初の3つの質問は、私自身は全く同じ意見でございます。私も電子工学科の人間ですので、多分、同じことを考えるのだと思います。

まず、今回発表させていただいた内容について、「The Next Rembrandt」プロジェクトは特別なものでないかというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ちなみに、報道では、3Dプリンターを使ったり、ディープラーニング技術も使う以外に、

いわゆる機械学習的なもの、いろいろなものを使って、とにかくできる限りのことをやったものだというので、特別なものであるというのはおっしゃるとおりです。

それで、この後、議論を進めるのが難しいのではないかという御指摘と、もう一点の御指摘は、話としては絵とか音楽はわかりやすいけれども、結局、今の中心はゲノムとか、そういうほうで、どういうテイストなのかというお話をいただきました。

それから、もう一点、今はCADアシストとか、そういったものが中心ですよというお話がございました。

その3つの質問について、まとめてお話しさせていただきますと、私が知的財産の世界に来て思うことは、著作権の世界に関しましては、皆いろいろなことを思うのだなということですね。

例えば文章についても、いろいろな文章をぺたぺた切り張りしただけでも、一応、何か文章にはなります。そういうものを見たときに、新しいことなので、何かすごいことができたなということを感じる人が世の中にまだたくさんいるわけです。

そのため、著作権でこういうものも保護しなければいけないのではないかとか、そういう話は実は一部でありまして、そういう点について、今はそういう必要はないのではないですかと、少なくとも今の技術状況ではそういうことはないのではないですかということを確認するのが、私としては、きょうのテーマだと思っております。

今の議論でいいますと、例えば文章でも、ぺたぺた張っていくと、ディープラーニングなんて所詮は似たものをただやっただけで、インプットと教師データを繰り返しやっていて、ただ、それで似たものを出すだけなのに、あたかも何か意味を考えて新しいものができたように見えるということです。

そういうものは実際にはできていないのですけれども、そのように見えることがあり、そういったことに対する懸念もあるので、本日、そういったことについては、懸念を持つべきではなくて、少なくとも今の技術ではそういったことを考える必要はないのではないかとというのが、きょう、お話しさせていただきたかったこととさせていただきます。

もう一点、実は今、山本委員から御指摘いただいた点は、本質的にあると思います。結局、誰がつくったかわからないではないかということがあります。ただ、実際問題、私の認識としては、昔からそういうことはずっとあるのかなと思います。

こういった問題自体はずっと内在しておりまして、こういったことがより助長される可能性はあると思うのですけれども、まだ現時点では少なくともこれを悪用するという例はなかなかないのかなと思います。

例えば、著作権侵害がありましたと。誰かが著作物をつくって、実はそれは私が前につくっていたものですよと言う場合は、事前に自分がこういうものをつくっていましたと言わなければいけないのだと思います。

そのときに、例えば、ものすごい量の著作物をつくったとして、数百億のキャラクターを事前につくってアップしたときに、皆、これはコンピューターでつくったものだなと思

うわけです。

そのようになると思いますので、結局、もともと本質的に誰がそれをつくったのかというのがわからないという問題はあるとは思いますが、今の技術で、また、今出てきている事例の中でそういった問題は顕在化してきていないので、現時点ではまだ対応する必要はないのではないかと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

遠藤さん、時間が余りなくて済みませんが、簡潔にお願いします。

○遠藤様 最初に、中国の話ですけれども、これはグローバルなプレーヤーか、ローカルなプレーヤーかでかなり分かります。今、コンプライアンスの問題はすごくセンシティブですので、グローバルなプレーヤーは日本企業以上にかなり注視している感じがあります。

一方で、国内限定とか、あと、日本メーカーに納入するサプライヤーさんみたいなところだと、そこら辺が若干弱い部分はあるのかなと。これは日本企業でも同じことが言えるのですけれども、そういった感じです。

啓発に関してなのですけれども、これは私たちも本当にそれは感じていて、先ほど紹介したOPENCHAINというプロジェクトの中で、日立さん、ソニーさんとトヨタでJapan WGというのを立ち上げていて、そこでいろいろこれまで議論して、いろいろな層向けの資料をつくったりとか、いろいろなイベントで講演したりとか、そういうことを戦略的にやってきました。

ただ、それをもう少し強くやっていきたいなと思っていて、先週、ちょうどそのプロモーションサブワーキングみたいなものをつくって、どのようにしていけば各人たちにリーチできるのかということは今、考え始めたというところです。もちろんJIPAとか、既存のそういう枠組みを使っただけのプロモーションも今後考えていきたいと思っています。

最後の山本さんからの、これは制度の話ではないではないかと言われたら、確かにそのとおりです。これは啓発活動をきっちりやっていくということが大事かなと思っていて、グーグルとかIBMに一目置かれているようなエンジニアの人でも、出張旅費がないから自腹でヨーロッパまで来ましたみたいな人が結構いるのです。

日本企業では、それぐらいこの仕事が仕事として認知されていないのですよね。それをどのように変えていくのかということが私たちの課題かなと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

この後、まだ2件ございまして、15分程度延長させていただくことになりますが、よろしく願いいたします。

1件目がクールジャパン戦略の策定について、それから、知的財産推進計画の報告について、2件続けて事務局から御報告いただければと思います。よろしく願いいたします。

○高本企画官 それでは「新たなクールジャパン戦略について」ということで、資料4を

ごらんいただければと存じます。

1枚めくっていただきまして「クールジャパン政策の全体像と現状の課題」ということですが、これまでクールジャパン政策については、政府として進めてまいりまして、さまざまな成果を達成してまいりましたが、進めてくる中で幾つかの課題も浮き彫りになってまいりました。

例えば、世界の方々の嗜好やその背景についての分析が不足している、戦略の考え方が十分浸透していない、失敗を次に生かす仕組みやその認識が不足、外国人の視点・知見を十分活用できていない、分野横断的な取り組みが不足と、こういった課題が、クールジャパン政策を進めていくことでだんだん浮き彫りになってまいりました。

2ページ目でございますが、こういった課題に対処しながら、今後、クールジャパン戦略を進めていくにはどうしたらいいかということで、一例として「横の連携を強化するための仕組み」ということで提案させていただいております。

クールジャパンは、関係者が多岐にわたるとともに、デジタル化・グローバル化に伴う社会様相の変化の影響を非常に強く受けるものですから、このような環境のもとでもクールジャパンが安定的に発展するためには、関係者間の連携、特に横の連携を強化することが非常に重要でして、そのための仕組みを構築して、中長期的にはこれを自走化させていくことが必要ということでございます。

下にイメージ図を描いてございますけれども、緩やかなネットワークをつくりまして、そこにクールジャパンに関連する方々に集まっただきまして、アイデア、事業、評価・分析・検証等、皆様のさまざまな知見をここの緩やかなネットワークのもとに結集していくことがいいのかなと。まず、小規模な仕組みをつくって、中長期的に拡大していくことが必要かと考えております。

「『日本ファン』を拡大するシステム」でございますが、日本ファンの方にクールジャパンをぜひ担っていただきたいと考えておりまして、そのためには、例えばエストニアにあるようなe-Residencyなども参考に、日本に関する情報の提供とかメリット措置の付与を通じまして、日本に関心のある「日本ファン」をふやしていくとともに、日本への訪問とか、長期滞在を促進するような枠組みを構築することが必要ではないかと考えます。

そのためには、各省庁や事業者、大学などが有します既存のネットワークを活用しつつ、新たなシステムを構築していく。

メリット措置につきましては、例えば割引等の既存のサービスから開始しまして、中長期的には、日本に来る回数に応じてだんだんメリットがふえていくというようなことをできたらいいかと考えております。これが今、考えていることでございます。

「EUREKA（ユーリカ）！懇談会」でございますけれども、平井大臣のもとで「EUREKA（ユーリカ）！懇談会－Amigos de Japon－」という会合を立ち上げまして、多様な外国人有識者の方々とクールジャパンに関する意見交換を実施させていただきました。

3月、4月と3回開催いたしまして、合計19名のさまざまな国の方と意見交換をさせて

いただきまして、3回の意見交換を通じましてさまざまな気づきがありましたけれども、例えば、クールジャパンは100人いれば100通りある。それから、日本に暮らすこと自体の価値を日本人みずからが意識する必要がある。若い人たちのさまざまなアイデアを生かしていくことが必要であり、発信内容、手段を変えるなど、柔軟に試行錯誤することが重要。クールジャパンを持続的な形で発展させていくために、中長期的な視点でさまざまな工夫をすることが必要といったことが、この懇談会を通じて示唆として得られた次第でございます。

5 ページ目でございますが、今後、新たなクールジャパン戦略を策定していくことを考えておりまして、進め方でございますけれども、知財戦略本部の枠組みを活用しまして、戦略について議論するために、検証・評価・企画委員会のもとに、仮称でございますが、クールジャパンのワーキンググループを設置いたしまして、クールジャパンワーキンググループ、検証・評価・企画委員会において戦略についての議論を深めて、知財戦略本部での議論を行っていきたいと考えております。

クールジャパンについては、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

知財推進計画のほうをお願いいたします。

○中野参事官 続けて、資料5に基づいて御説明したいと思います。資料5をごらんいただければと思います。

「『知的財産推進計画2019』の構成（案）」というものでございます。

昨年6月に、2015年から2030年ごろを見据えたビジョンを知財本部で決定したところでございます。

また、同じく去年6月に知財本部でまとめました推進計画2018においても、このビジョンと推進計画の関係について触れたところでございますけれども、このたびの2019においても、このビジョンと推進計画の関係について、整理をして盛り込んでいきたいと考えてございます。

また、このビジョンの中で、3つのキーワード、メッセージを発信いたしました。「脱平均」「融合」「共感」の3つになりますけれども、推進計画2019におきましても、この3つの柱に沿って構成してはどうかと考えてございます。

また、それぞれの柱の中で、中長期の方向性と当面の施策の重点として、具体的な施策を記述していくといった構成にしてはどうかと考えているところでございます。

裏側になりますけれども、全体のイメージを現時点のものとして整理してみたものがこの紙でございます。

この3つの柱、この紙ではA、B、Cと打っておりますけれども、このA、B、Cに沿って、ここでは仮に1から13まで中项目的なテーマを掲げてございます。

本日御議論いただいた内容も含めまして、1から13の中項目でよいのかどうか、また、名称もこれでよいのかどうか、また、A、B、Cそれぞれ、どれと関連づけるのが最も適

切かとか、この順番についても、また事務局のほうで整理をして、皆様に推進計画2019(案)を御議論いただけるように、引き続き準備を進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま2件御説明をさせていただきましたが、この2件について、御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、山本委員からお願いします。

○山本委員 クールジャパンについてなのですが、東大の情報理工の山崎先生というAIの先生は、魅力工学という、魅力をAIを使って分析するというのをやっています。例えば、SNSでタグワードをAIがリコメンドすると「いいね」の数が3倍になるということも実証していますし、化粧の仕方とかも、写真を撮ると、最も魅力的な化粧の仕方をAIがリコメンドするというのをやっているのです。

何を言いたいかという、これこそAIを使ってやったほうがおもしろいのではないかと。ホームページというのは、例えば「中国語」と押すと、日本人がいいなと思ったウェブサイトが中国語に文字が変わるだけだったり、イタリア語を押したらイタリア語に変わるだけですけれども、本当はイタリア人が魅力的に感じるのは、1ページ目から違うはずで、予算があればという話ですが、そういうものをAIを使ってやっていただけたら、おもしろいのではないかと思うのです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 推進計画2019のほうですけれども、目指すべき姿を「価値デザイン社会」と決めたということであれば、まとめ方もご提案のようにしないと、2019年の推進計画というのは「価値デザイン社会」にどうやって絡んで、どうやって達成するのだというのがわかりにくいと思うので、ぜひこのように整理していただきたい。

そのときに、これを見ると、横に全部かかっているように書いてある施策もあるとすると、もう一段階落とした項目で、例えばオープンイノベーションでも、Aの部分はこの区分、Bの部分はこういう理由だから別の区分に入っているのだというようにわかりやすくしたほうが良いと思います。そうでないと、何のためにこれを今やっているのかがわかりにくくなるので、そういう整理をしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

今、喜連川委員の手が挙がっていたような気がしたのですが、では、木田委員、お願いします。

○木田委員 推進計画2019のほうにぜひ要望したいことがあります。

間もなく国会でも、NHKによるテレビ番組のインターネット常時同時送信を可能にする放

送法の改正案が審議される見通しなのですけれども、そういった現状の中で、現在は放送とインターネットによる同時配信の権利処理の考え方が違っていています。これではなかなか迅速にコンテンツ制御をするのが難しい状況であります。

ですので、実践家の方からも同じような考えが出されていると聞いておりますが、ここでは、多くの外国の国々と同じように、放送と同時配信の権利を同じ考え方にさせていただいて、そのような著作権法の改正をぜひこの2019の計画に盛り込んでいただきたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

3点申し上げます。

1点は「価値デザイン社会」ということで、デザイン経営への移行戦略が書かれています。私どもでも、日商・東商でことしの6月にKDKデザインシートのセミナーを開催させていただきますので、ぜひ側面から支援をしたい。メリットを含め、中小企業にわかりやすく周知をしたいと思えます。

あわせて、こういうツールを用いて、知財の事業性評価を活用した融資の増加につながるということが非常に大きなメリットになると思えますので、こういう点でも強力な推進をお願いしたいということでございます。

クールジャパンの関係で1点だけ申し上げます。

クールジャパン戦略は、実は私ども地方のほうからすると、観光の振興に非常にプラスになっておりまして、特にインバウンド観光客が大変増えておる。このクールジャパンの効果は非常にありがたいと思っております。

ただ、インバウンドのほうは大変ふえておりまして、4000万人も視野に入っておりますが、逆に日本人の観光客が長期低迷して、なかなか消費額にしても、非常にマーケットは大きいのですが、ほとんどふえていないという状況がございます。

これはどういうことかということ、日本人にとって日本の観光資源が果たして魅力的かどうかという問題があるということで、もちろん地元のほうでもいろいろな努力をしていますが、日本のよさをアピールするいうときに、日本人は意識していなかったかもしれないけれども、日本の地方が生み出した地域資源が外国には売っていますが、日本人には売っていない。それで、我々からいうと、果たしてクールジャパンのインバウンドの観光客の増加が今後続いていくのかどうかということもあります。

供給力といいますか、日本人に対する日本の地方の魅力の磨き上げという部分が今後必要になってくるのではないかと。そういうものがあって、外国にそれをアピールして、日本を好きになってもらうという意味で、国内の問題があるのではないかと申し上

げたいと思います。

3点目は、オープンイノベーションの推進ということで、大変ありがたいと思いますけれども、こういうことになると、大企業と中小企業、あるいはスタートアップとの組み合わせが大変重要になってくると思います。そのときに、中小とか、あるいはスタートアップの知財を正当に評価する仕組みができるとありがたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

堀委員。

○堀委員 1つは、先ほど御意見が出ましたテレビの同時再送信の話で、「公衆への伝達権」について、国際標準への適合に向けて関係者間の話し合いを始める時が来ています。権利者側と放送事業者との議論はまだ平行線だということでもありますけれども、これを議論で解決しようとしているさなかでございますので、この知財計画2019の中では慎重な物言いをぜひお願いしたいなと思っております。

クールジャパンに関しては、私も実際にあちこちへ行って、うまくいっている例とっていない例をたくさん見てきました。特にうまくいっていない例に関して、なかなか平場の会議に出てこない。報告はあっても、実際には思っていたよりうまくいっていないイベントなども数々あります。そういうぜひ負のテーマということも集約して、これはうまくいかなかったねということをお納得した上で次を考えるということで、ぜひ検討していただければいいかなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

御意見は以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日、大変盛りだくさんな議論ということで、データ等を含めていろいろ貴重な御意見をいただきました。また、問題提起もあったと思います。推進計画に適切に反映するよう、事務局にはお願いしたいと思います。

また、クールジャパンについては、先ほどの説明にあったように、この委員会のもとにワーキンググループを設置して検討するというにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議論につきましては、ここで閉会いたしますが、最後に、知財事務局の住田局長から御挨拶をいただければと思います。

○住田局長 長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

最後のところで、クールジャパン、あるいは推進計画について貴重な御指摘をいただきましたので、御指摘を踏まえてしっかりと知財計画をつくり、また、クールジャパンの戦略につなげていきたい。

先ほど山本委員から御案内のあった、AIを使って分析しろと。全くおっしゃるとおりでございます。そういうツールがあったら、どんどん教えてくださいというお願いでございます。

います。どうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○中野参事官 次回の検証・評価・企画委員会につきましては、コンテンツ分野会合をあしたの14時から開催いたします。その後、今回と同様に、産業財産権分野とコンテンツ分野会合の合同会合という形で、本日の議論も踏まえまして、知的財産推進計画2019素案ということでお示しし、御議論いただければと考えております。

また、合同会合の日程、場所につきましては、追って御連絡をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○渡部座長 どうもありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。